

平成24年12月那賀町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年12月5日（水）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	烝原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 1名

13番 東谷 久男

欠 員 なし

会議録署名議員

4番 前 耕造 5番 清水 幸助

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託センター準備室長	山本 賢明

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第62号 那賀町の町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正について
- 議案第63号 那賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第64号 那賀町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第65号 那賀町消防団設置条例の一部改正について
- 議案第66号 那賀町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 議案第67号 那賀町へき地保育所設置条例の一部改正について
- 議案第68号 那賀町結婚祝い金及び出産祝い金条例の一部改正について
- 議案第69号 那賀町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定における取扱い事務の変更について
- 議案第70号 平成24年度那賀町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第71号 平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第72号 平成24年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

	議案第73号	平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)について
	議案第74号	平成24年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第4	承認第8号	平成24年度那賀町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて
日程第5	同意第2号	那賀町相生財産区管理委員の選任について
	同意第3号	那賀町相生財産区管理委員の選任について
	同意第4号	那賀町相生財産区管理委員の選任について
	同意第5号	那賀町相生財産区管理委員の選任について
	同意第6号	那賀町相生財産区管理委員の選任について
日程第6	請願第2号	消費税増税の実施中止を求める請願書
	陳情第5号	林道朴野・日浦線の開設について
	陳情第6号	伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情
	陳情第7号	安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
	陳情第8号	電気設備工事・管設備工事の分離発注推進のお願い
	陳情第9号	無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の緊急支給する措置を求める意見書採択についての請願

	陳情第11号	公費負担に基づく最低保障年金制度の創設を求める意見書採択についての請願
	要望第3号	住民訴訟裁判に関する手続き及び一時借入についての審議要望書
	要望第4号	「なくせじん肺・すべての労災職業病の根絶を」求める要請書
	要望第5号	適正な議員定数改革についての要望書
	要望第6号	「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める要望書
	要望第7号	議会経費削減についての要望
	要望第8号	60,748千円の専決処分に関する審議要望書
日程第7	報告第16号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
	報告第17号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
	報告第18号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
	報告第19号	専決処分の報告について (平成24年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事変更契約)

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○大澤夫左二議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。

ただいまから、平成24年12月那賀町議会定例会を開会いたします。

午前10時00分 開議

○大澤夫左二議長 これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査並びに随時監査の結果について、お手元に配布のとおり報告書が提出されておりますので、御報告いたします。

また、去る11月14日全国町村議会議長大会が東京で開催され、私が出席いたしました。また、15日と16日は徳島県町村議会議長会の視察研修があり、活発に議会改革の取組をされている北海道白老町議会におきまして、議会活性化に向けた取組の経過や方策について研修をまいりました。

また、本日定例会に、東谷君から欠席したいとの申出がありましたので、御報告いたします。

次に、町長から、お手元に配布のとおり議案等の提出通知がありましたので、報告いたします。

報告は以上のとおりであります。

ここで、先月開催されました第1回臨時議会において、議員の発言中に不適切な発言があったと町民からの御指摘をいただいております。議長において録音テープ等の確認を行った結果、御指摘のとおり、発言の一部に不適切な言葉が使われておりました。議会を代表いたしまして、深くおわび申し上げたいと思います。議員各位においては、今後十分注意を払って発言されるようお願い申し上げます。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において前耕造君、清水幸助君の2名を指名いたします。

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間にしたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間と決定いたしました。

日程第3、議案第62号「那賀町の町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正について」から、議案第74号「平成24年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」までの13件を議題といたします。

以上13件について、町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 那賀町長、坂口博文君。

○坂口博文町長 おはようございます。

本日、平成24年12月那賀町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様

には公私とも御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

御存じのとおり国政も混沌とした状況下で、12月16日に総選挙となりました。日本は、本格的な高齢化社会を迎えようとしています。中山間の過疎地域は、特に少子高齢化が一段と進んでおります。先般「社会保障費100兆円を突破」と報道されましたが、那賀町におきましても、医療費を含めると平成23年度決算で約40億円を超える状況になっています。今後、高齢者が増加しピラミッド型の人口構成が大きく崩れ、そのための支出は増え続け、支えとなる若者が減少し、増税だけでは財政収支を変えることができるとは思えません。その支えに対応した、制度の見直しも含めた施策を実施していただきたいと思っております。

もちろん、地方は雇用の場の確保に併せてインフラ整備、安全・安心のために治山・治水を含めた減災事業など、公共事業も必要であります。今回の選挙により政権を担う政党には、地方に配慮をした施策を強く要望したいところであります。

そうした中で、去る11月15日・16日には、四国治水期成同盟連合会・四国河川協議会において、国土交通省水管理・国土保全局長ほか担当者の皆さん方と、長安口ダム早期改造と土砂流入防止のための砂防工事について、意見交換及び要望を行いました。全国過疎地域自立促進連盟総会においては、過疎対策の積極的推進のための過疎市町村の財政基盤の確立ほか4項目について要望をいたしました。また、林業再生プランの課題・問題点については、林野庁長官ほか担当課長さんほかの方々と協議し、那賀町で行っております森林管理受託センターは先進的な取組であるので、できる限りの支援をしていただける旨の回答をいただきました。

また、11月20日～23日全国治水砂防協会総会また全国町村会・山村振興連盟総会・国保制度改善強化全国大会に出席し、要望活動を実施してまいりました。また、環境省におきましては、この度BTL利用技術開発事業の採択による稼働体制について協議を行い、審議官・局長ほか相分離プラントと併せて約6億500百万円の事業については、前向きで好意的で大いに期待をしているので、今後政府広報を通じても支援をしていただけるとのことでした。

こうしたことから、那賀町林業マスタープランの目標数値を達成するためには、人材育成はもちろん、新規就業者が安心して林業に従事でき、確実に定着できる環境を整備する支援策が必要であると思っております。

よって、平成25年度予算におきましては、若者が新規に林業に就業するための給付金制度等、これまでの林業従事者社会保険加入等補助金に代わる支援制度を検討してまいりたいと思っております。また、併せて森林管理受託センター準備室においては、人材はもちろんでございますが、機能強化を図るため、体制をより強度に構築していく必要があります。これらの施策には、国・県の補助金頼りでは限界がございます。町独自の一般財源を充当することにも御理解を賜りたく思っております。

今後政権がどう変わろうと、国・県の財政状況からして厳しい状況が続くと想定をされる中で、一層の財政運営には大小軽重の認識の基に、雇用の場の確保・定住対策、そして安全・安心なまちづくりに最善を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうか御支援・御指導の程をお願い申し上げます。本議会の提案理由の説明をさせていただきます。

12月定例会に提案いたします案件は、専決処分の承認1件、条例の改正7件、平成24年度補正予算5件のほか、那賀町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定における取扱い事務の変更及び那賀町相生財産区管理委員の選任5件について御審議をいただくものでございます。

以下、議事日程の議案番号順に御説明を申し上げます。

まず、議案第62号は「那賀町の町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正について」であります。日野谷診療所での物品購入については、先の臨時議会において追認いただきましたが、その後いろいろと調査を行った結果、監査委員の指摘以前に発見指導できなかった点、また、案件以外にも数件の事務処理に不備があったため、担当者及び関係の管理職についてそれぞれに必要な処分を行い、町長・副町長については、本議案の議決を経て、平成25年1月分の給料について町長は5%、副町長は3%、給料を減額するものであります。今後においては、その原因を基に適正な人事配置を含め指導体制を徹底いたしてまいります。

議案第63号は「那賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。議会議員の皆様につきまして、誠に恐縮ですが、町の職員と同じように、町が委嘱する各種委員などの非常勤特別職をお願いする場合には、町長が特に指定するものを除いて委員報酬を支払わないよう条例を改正するものであります。

議案第64号は「那賀町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」であります。本年度の地方自治法の改正に伴い、同条例の改正を行うものであります。

議案第65号は「那賀町消防団設置条例の一部改正について」であります。これも、地方自治法の改正に伴う条例の改正であります。

議案第66号は「那賀町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」であります。これも、地方自治法の改正に伴う条例の改正であります。

議案第67号は「那賀町へき地保育所設置条例の一部改正について」であります。これは、桜谷保育園移設に伴い、条例を改正するものであります。

議案第68号は「那賀町結婚祝い金及び出産祝い金条例の一部改正について」であります。外国人登録法の廃止による条例の改正であります。

議案第69号は「那賀町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定における取扱い事務の変更について」であります。平成25年2月1日から、相生郵便局においても除籍謄抄本が取れるよう、事務の範囲を改正するものであります。

議案第70号は「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第4号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ562,915千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10,546,887千円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費では積立金でまちづくり事業基金2億円のほか、電算管理費、電源交付金関係で221,380千円を追加しました。民生費では、木沢と鷲敷デイサービスセンターの改修工事、介護保険特別会計繰出金、障害福祉費の追加などで、40,927千円を追加しました。衛生費では簡易水道事業特別会計繰出金、ごみ処理施設運営費など21,669千円を追加しました。農林水産業費では、農業費で、青年就農給付金の追加、林業費で搬出間伐補助金の追加、高性能機械補助、バイオマス推進

事業費、林道維持管理費、県単林道事業費など66,456千円を追加しました。土木費では下ノ内地区住宅等移転対策費などで、155,600千円を追加しました。消防費ではヘリポート整備工事などで10,525千円を追加しました。教育費では那賀高校教育振興費補助金、鷲敷中央公民館調理室改修工事、相生給食センター設備購入などで10,004千円を追加しました。また、災害復旧費では36,153千円を追加しました。

歳入では、地方交付税210,630千円、国庫支出金14,265千円、県支出金39,010千円、町債297,400千円などを財源として計上いたしました。地方債補正では、過疎対策事業債、辺地対策事業債、合併特例債、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債の借入限度額を変更いたしました。

議案第71号は「平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ16,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,386,854千円とするものです。

歳出は、保険給付費などを追加しました。財源は繰越金を充当いたしました。

議案第72号は「平成24年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ15,126千円を追加し、歳入歳出予算の総額を466,196千円とするものです。

歳出は、総務費で医師給料・各職員手当などを追加、医業費では各診療所における医療用機械器具購入費等にかかる経費を追加しました。財源は繰越金を充当いたしました。

議案第73号は「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を131,194千円とするものです。

歳出は、CATV事業費で、本庁舎「移転」とお手元ではなっておるかと思いますが、「改築」でございます。御訂正をお願いいたします。本庁舎改築に伴う支障移転等工事費などを追加しました。財源は一般会計からの繰入金及び繰越金を充当いたしました。

議案第74号は「平成24年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ45,802千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,585,802千円とするものです。

歳出は保険給付費、基金積立金などの追加によるもので、財源は国庫支出金、支払基金交付金、県支出金のほか、諸収入で徳島県介護保険財政安定化基金交付金を財源として計上をいたしました。

以上、上程いたしました13件につきまして御審議いただき、全議案とも御承認を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

どうかよろしく願いいたします。

○大澤夫左二議長 この際、議事日程の都合により休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前11時47分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

これより、議案第62号から議案第74号までの一括質疑を行います。なお、これらの議案は各常任委員会へ付託の予定となっておりますので、所管分以外の議案について理事者への質疑等を行っていただきたいと思います。

質疑、ございませんか。順次質疑をしてください。

- 大澤夫左二議長 質疑ございませんか、今。
- 古野司議員 議長。
- 大澤夫左二議長 古野君。
- 古野司議員 議案第62号から議案第69号までですね。
- 大澤夫左二議長 全部ですよ。
- 古野司議員 議案第70号まで。
- 大澤夫左二議長 議案第74号まで。
- 古野司議員 全部。
- 大澤夫左二議長 ええ、全部です、一括ですから。
- 古野司議員 一括質疑、はい。

それでは、議案第67号についてお伺いいたします。この「那賀町へき地保育所設置条例の一部改正について」ということで、これ附則で「公布の日から施行する」となっておりますが、これ工期自身はもう既に終了した、終わったのか。そして、いつぐらいの予定というふうな日時を切っておるのか。そしてまた、現存の施設、現行の施設に関してはその後取り壊しということになるのでしょうか、予算に伴って。それも含めて説明をいただきたいと思います。

- 鵜澤守健康福祉課長 議長。
- 大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。
- 鵜澤守健康福祉課長 夏休み中に、桜谷保育園の小学校への移転工事というのは終わらせておまして、9月の中旬だったと思うのですが、もう既に移っております。保育園の方へは。そのことに伴いましてのこの位置関係、位置の変更ということでの条例の改正でございます。

古い保育園につきましては、まだ今検討はできておらないのですが、最終的には取り壊すという形になるのだらうと思っております。

(古野司議員「議長、この補正予算も構わんの。補正予算も一緒、込み。質疑。」と呼ぶ)

- 大澤夫左二議長 ええ。
- 古野司議員 議長。
- 大澤夫左二議長 古野君。
- 古野司議員 16ページの衛生費の件でお伺いをいたします。敷地造成の、以前にも出ておった分の補正だらうと思うのですが、今回2,600千円余り出ております。先ほど説明いただいたのをお聞きいたしますと、水路の付け替えや道路進入路の関係などの概略設計をして、地元の方々と交渉するための、必要な、これは測量から概略の設計の予算ということなのですが、先日、私、現地の方へ見せていただきにまいりまして、手前の林道が工事中で現場までは到達することができずに見ることはできなかったのですが、この分、お話をいただけるのであれば、どの程度までの、概略って

というのがよく分からんのです。どの程度の設計という形まで踏み込んでの形をするのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○榎本正史環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 榎本環境課長

○榎本正史環境課長 前議会で御承認をいただいた補正予算の分につきましては、概略の地形測量、どの程度の面積が確保できるかということを見る上での測量でございまして、それとどなたが所有されておるかという、境界を復元して現地に落とすということとさせていただきます。

今回につきましては、それを踏まえた上で、地元の方々、様々な要望もございまして、どういったものができるのかという判断材料としての敷地造成に対する設計ということでございます。取り合い道路の幅員でございまして、水路の大きき辺りについて検討させていただくということでございます。

ですから、この設計ですぐにものが作れるということではないので、飽くまでも交渉・協議のたたき台としての資料とさせていただきますということでございます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、続きまして19ページの土木費、3目の下ノ内地区住宅建築費の150,000千円についてお聞きいたします。9月で補正をしておいた設計の委託料に続いて、今回本工事の分の予算が出てまいりましたが、これ、私が聞き間違いなのか定かではないのですが、用地がどうもでききらんのではないかなというふうな話を聞くことがあったのです。

というのは、農協の方からの侵入する農協の用地、それがどうも十分解決ができていないのではないかなと。それができない、仮にできないと、まだできていないとすれば、それを置いた上でこの事業が果たして進めていけるのかどうかというふうな心配をいたしますが、その点、この予算を計上した段階でどのようにお考えなのか、状況はどうかお伺いいたします。

○横山尚純上那賀支所長 議長。

○大澤夫左二議長 横山上那賀支所長。

○横山尚純上那賀支所長 今、古野議員さんが言われたとおり、今回の造成工事には今農協部分、前は全部一括して計画しましたが、まだ農協部分についてはちょっと農協の内部の方での承認がまだ得られていないということがありまして、農協部分は除いております。造成工事につきましては、その部分を除いた分について敷地造成を行い、その中で建物が建つということの予定でございます。

一応、農協部分については通路と、道路部分、道路敷きというようなことも考えておりますので、この宅地造成の方には今のところは影響がないと。そして、農協からの内部での御承認あるいは理事会等の御承認が得られましたら、農協との土地交渉、そしてまた後でその取り合い部分の工事にかかるということの工程になろうかと思っておりますので、用地についてはそういうふうなことでございます。

よろしく願いいたします。

(何事か呼ぶ者あり)

はい、そういうことで、今この窪田地区への進入路は、今現在の道路があります。町道がありますので、その町道部分からの進入路しかございません。ゆくゆくは農協の敷地が御承認を得られましたら、ぐるりと両方からの通路を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 農協の敷地は、多分この時期にはできて、用地交渉ができてしまった上で、一緒に敷地造成から建築も入っていけるといふような段取りを事前にお考えだったのだらうと思うのです。いろいろと諸般の事情で農協の方の合意を得られていないということで、その部分を除外した上での今の説明だったのですが、この件について、これ農協、JAあなんに関しては本町の指定金融機関ということで、本町とは深いつながりを持っておる団体です。

この際町長にお伺いいたしますが、これ、本来であれば事業に含めて一番協力をいただける団体ではないかと、はたから見れば、周りの地域の方々もそう思いだらうと思うし、私どももそのように思いますが、これ、なぜ今この段階においてこの交渉が進まず、その分が、民地の方が終わったにもかかわらず、一番深いつながりがあるJAあなんさんとの話合いができておらんのか。これが、できるというふうな、時期が遅れるだけでできるというのである確約があればよろしいのですが、そうでないのであればなぜなのか。そしてこのめどはどうかということ、この際町長にお伺いいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 古野議員さん御指摘のとおり、農協は極々好意的で、融通をといただきますか、その用地については那賀町が必要であればいつでもお分けしますということでございますが、ただ、やはり農協におきましては財産処分、これについては理事会の承認が必要ということで、やはり一番肝心要の地元理事さんの御理解をいただきたいと、それがいただければいつでもそういう理事会で協議をして、町の要望にお応えさせていただきますというお話を伺っております。そういったことで、是非とも古野議員さんにも御協力をいただいて、地元の理事さんとのお話の機会があれば、そういうことをお願いしていただきたいなと思っております。

現在のところそういったことで、その地元の肝心要の理事さんとの調整中というところでございます。JAさん本部の方針としては、もうあそこの件についてはうちがお願いをしている今のこの住宅への進入路のみならず、前の旧の建物についても是非那賀町でお願いしたいということは聞いておりますが、その地元の理事さんの御理解がいただければという状況です。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、よく分かりました。以上です。

○大澤夫左二議長 もうほかにはございませんか。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、2点質問します。

消防費のですね、ヘリポート整備工事の点で、今回の分に関しましては、あいあいらんだの下のテニスコート場の跡地ということになっておりまして、これは日野谷診療所に搬送された患者を運ぶような流れかと思えますけれども、他地区におけるですね、このドクターヘリの活用の仕方を今どのような状態でですね、ヘリポートの整備が進んでいるのかと、今後行う予定があるのかお聞きします。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 柏木議員さんの御質問にお答えいたします。ドクターヘリが導入されるに当たりまして、先般から調査も、新たなところも探しておりました。現存で取りあえず一番近い、要望が強かったところは日野谷だったので、その代わりとして敷地、あそこが適しておるのでないかという確認作業があって、それは済んでできるようになりました。

あと、計画的にそれぞれ旧町村の5地区、それなりの場所を構えて今後も計画してそういう場所を選定していくのですが、現段階での防災ヘリが降りておったヘリポートがございますので、それを使いながら、また新たに必要であればそういった選定をしていきたいと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ありがとうございます。

もう1点なのですが、議案62号のですね、町長・副町長の減給を提案された件につきましてですね、提案理由の説明のところで「関係管理職及び担当者への処分も行った」ということでありましたが、具体的な内容をお願いいたします。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 今回の事案に関しての懲戒処分及び訓告につきましては、本日、5日午後に公表したいと考えております。これは「那賀町職員の懲戒処分の公表基準」によりまして公表するものでございます。それで、担当者につきましては懲戒処分規程によりまして戒告処分、それからその監督管理者であります課長、総務課課長・健康福祉課課長・健康福祉課医療対策室長につきましては、訓告と。これは訓告の規程による訓告処分ということで考えております。

午後に公表をいたしますので、議会の皆様方にも内容についてお配りしたいと考えております。

(柏木岳議員「はい、終わります。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 ほかになければ、午食のため午後・・・。

小休をまずいたします。

午後00時03分 休憩

午後00時04分 再開

○大澤夫左二議長 再開いたします。

再度求めますが、御質疑ございませんか。今の件で。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 ちょっとお尋ねいたします。山林購入の件についてですが、この山は現在の持ち主は誰なのかということと、それと前に購入いたしました六丁の山につきまして、この前計画が出てきましたが、10ha切って40千円ぐらいの収益にしかならんと。雇用にはなるのですが、ちょっと一般の人からもちょっと山林購入して実際に町が町有林を計画的に手入れしていくというのでは、やはり民有林がおろそかになるのではないかというような、ちょっとそういう懸念もあるようなので、購入、県の方針としては購入と、ちょっと上勝の人に聞いても山林購入という方法でもいかないといかんのではないのかというようなことは言うておりましたが、実際に山林購入してこれで雇用を生んでも、結局民有林に、町が購入せんでも手入れさえしていけば補助金が民有林の方に回るので、雇用には格別支障は出ないのではないかと思うので、ちょっとそこらをお尋ねいたします。

それと、この前一般質問をしましたときに、小水力発電もこれからしていくというのですが、これ、上の補助がなくなったのでやめると、それで今後どういう方向でいくのかと。

それと、阿井保育所の用地、用地の委託料みたいなのが出ておったのですが、それをちょっと聞きたいのと、それと今柏木さんが言われておりましたヘリポート、私は普通のヘリポート、土の上でも降りられるのではないかと思っておったのですが、舗装をしなければヘリは降りないというので、そこらこれからどういう方向で進めていくのか。相生辺も適地はあるのですが、もし舗装ができておらなかつたら降りないというのであったら、旧相生辺では降りられないと。

それと、教育費で出ておりましたのですが、学校教育の複式のところに対しての支援ですが、現在木頭と木沢が1校わて（ずつ）と、それとほかに北川と3学級わてあるのが3校あると。それと、1学級あるのが木沢と木頭ということなのですが、今後これが増える可能性があるか、ちょっとお聞きしたい。

それで、食事になっておるので、あと昼からでも結構です。

○大澤夫左二議長 多岐にわたっておりますので、ここで午食のため午後1時10分から再開することにいたします。それまで休憩いたしまして、今の質疑等については午後続行します。

各担当者の方、整理をしておいてください。

午後00時09分 休憩

午後01時10分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

午前中の植北議員の質疑に対して、まず、山本森林管理受託センター準備室長より答弁をお願いします。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 まず1点目の山林所有者は誰かといったことですが、これ3月ですかね、3月議会で7百万円以上、5,000㎡以上という形の議会の議決事項になります。今回はですね、町外の人だということで控えさせていただきたいというように思います。

次に雇用の場のことですね。これ例えば町有林として買った場合、そうでなくても町内の人の雇用がいけるのじゃないかという御質疑です。これはですね、議員さん、現地を見ていただいたと思うのですが、伐採跡地というのが約70haぐらいございます。これは、全て町外の人が切って運んでおります。というのは、そこの個人の所有林なのですが、そこに素材生産業者さんがおるといったことで、そういった関係で町内の雇用は全くないということです。今回これを購入することによって、センターから発注することによって町内の雇用が生まれるといったことになります。

それからですね、昨年購入した山林、名谷の山林ですね。これが、精算したところ、まだ精算できていないのですが、40千円ぐらいしか残らんでないかといったことですね。これはどういうことかということ、確かにあの山林、私もちょっと現場を見せていただいたのですが、手入れが全くできていない中で、今作業道を抜いております。現地を見てみますと、非常に目は込んでいます。色つやもいい。あれをやはり手入れしていくということは、財産価値というのは当然出てくるだろうなというように思います。

それと、40千円しか残らんでないかということなのですが、町が発注した金額、工事請負・委託料を含めると、10百万円の雇用が生まれておるといったことで、御理解をいただけたらというように思います。

以上です。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 御質問のありました小水力の件で、コミュニティ助成事業では小水力実証実験というのをする予定でしたけれど、今回採択されなかったことで減額しております。それで、当初予算では委託料として小水力発電改良の実用化ということの予算を1,260千円計上しております。その分で、現在阿南高専と委託しまして、改良型等普及のことを今鋭意進めているところでございます。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 1点目の御質問ですが、現在阿井幼稚園の園庭の一部として利用させていただいております旧阿井保育園敷地につきましては、資料にもありますとおり、筆界未定の4筆、内1筆は町有地となっておりますが、その残りについて、那賀町の方針として借地はできるだけ解消して返せるものは返し、買取できるところは買取していくという方針の中で、協議を進めるために鑑定費用を今回はお願いいたしているところでございます。

それから2点目ですが、複式学級の学級数でございますが、教育委員会が想定しております平成25年度の学級数、上流5校につきましては特別支援学級を除いた数で申しますと、桜谷小学校が3学級、平谷小学校も3学級、それから木沢小学校におきましては飽くまでも想定ではございますが、特別支援学級を除きますと2学級、それから木頭小学校も3学級、北川小学校も3学級というふうに想定いたしております。

以上です。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 それでは、ヘリポートの設置要件というか、そういったことについて御説明いたします。

舗装をしてないと降りられないというようなことを言われておりましたが、舗装できていなくても降りられます。ただ、水まきなり土が巻き上がらないような、機器・ヘリコプターに支障のない程度水をまかないと駄目ですけど、大丈夫です。現在設置しているヘリポート、緊急離発着ヘリポートというのも、グラウンドとかそういったところに配備しております。なるべくですね、舗装をしておけば、手間なり人件費、そういったものがかからないので、コンクリート・アスファルト等で舗装するのが望ましいと考えております。

○大澤夫左二議長 よろしいですか。

(植北英徳議員「はい、質疑、大体は分かりましたのですが、ちょっと山林購入の件につきまして、ちょっと一般の方からも、町外の山林を購入しておるのですが、結局予算、お金がよそに流れていると、それでできたら町内の山林の購入もしてもらいたいというような、ちょっと小さな面積を持っておる人でもそういうことを言われておりました。それで、そこらはまたこれからいろいろ考えて、町内でお金が流れるように。県の方針としては山林購入という方向で力を入れておるのですが、特に上那賀から奥には町外の所有者が大変多くあると聞いております。できましたら、町内でお金が循環するような形を取っていってもらったらなと思っております。

それと、ヘリポートの離発着の何ですが、これ、できましたら一遍みんなに分かるように。町の方に連絡をせんかったらヘリは出てくれんですが、実際に私の地区でも西納小学校の旧跡地が、ここヘリは降りられるのかというようなことも聞かれておりますので、自主防災のところへでもちょっと、ここはヘリポートに利用できますよというようなことをちょっとお知らせ願ったらと思っております。

それと小水力につきまして、今度予算が減ったのですが、これもできましたら、特に那賀町は県の協議会でも目を付けられているぐらい適地があるというので、ここらも雇用を兼ねたような形で進めたいと思っております。以上です。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 そのほかの方はございませんか。

○大澤夫左二議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号「那賀町の町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正について」から、議案第74号「平成24年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」までの13件は、お手元に配布しております「議案付託表」のとおり、それぞれ各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、各常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4、承認第8号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、承認第8号について説明をさせていただきます。

承認第8号は「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。12月16日執行の衆議院議員選挙にかかる事務費等について、急きょ予算計上が必要となったため、当該予算について専決処分をいたしましたので、御承認をお願いするものであります。

予算の内容は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ15,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,983,972千円としたものであります。歳出は、総務費の選挙費で15,500千円を計上しました。歳入は、県支出金15,000千円及び地方交付税500千円となっています。

以上、提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 承認第8号を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 それでは、承認第8号の内容を説明いたします。「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、12月16日執行の衆議院議員選挙にかかる事務費等について、急きょ予算計上が必要となったため、当該予算については平成24年11月15日に専決処分をいたしましたので、承認をお願いするものでございます。

予算書の1ページをお開けください。平成24年度那賀町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる第1条として、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,983,972千円とするものであります。第2項として、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。2ページから3ページのとおりであります。

それでは内容の説明をいたします。

まず歳入ですが、6ページをお開けください。失礼しました。歳入は4ページ、事項別明細書で説明します。財源として、県支出金、これは国から県を通じて支出される、いわゆる執行経費15,000千円及び一般財源、地方交付税500千円を充当して15,500千円としております。

歳出につきましては、8ページをお願いします。内容といたしましては、平成24年12月16日執行予定の第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査関係の報酬・手当等の人件費及び、それから選挙にかかる物件費等でございます。

以上でございます。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 お尋ねをいたします。歳出11節の需用費、この右の説明の欄に数字が同じものが続けておるのですよ。これは内訳の内訳というような形になっておるのですが、どういう理由なのか。これを御説明いただきたいと思います。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 こうした予算書は、うちの財務システムで打ち出すのですけれども、需用費の中には食糧費それからそれ以外のものというふうな区分があります。細節ですかね。その中で、更に食糧費の中でいろんな区分をする場合には、こういうふうに更に食糧費っていうふうに記述されるので、これはもう再掲というか同じ金額が2個並ぶ仕組みになっております。

例えば消耗品費、その他の需用費で消耗品費と印刷製本費がある場合だったら、消耗品費に何ぼ、印刷製本費何ぼで、合計がその上の「その他の需用費」の欄に出力されるというか記述されますが、1個しか更に内訳がない場合は、こういうふうに二重に書かれる仕組みになっております。

以上です。

(古野司議員「はい、分かりました。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 ほかにございませんか。

○大澤夫左二議長 ないようであれば、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

承認第8号「平成24年度那賀町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、承認第8号は原案のとおり可決されました。

日程第5、同意第2号「那賀町相生財産区管理委員の選任について」から、同意第6号「那賀町相生財産区管理委員の選任について」までの5件について、一括して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」との声でございます。御異議がないようなので、同意第2号から同意第6号までを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、同意第2号から同意第6号についての説明をさせていただ

きます。

同意第2号から同意第6号は、「那賀町相生財産区管理委員の選任について」であります。

同委員につきましては、平成25年2月28日で任期が終了します。引き続き全員の方を再任したいので、那賀町相生財産区管理条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。再任後の任期は、平成25年3月1日から平成29年2月28日の4年間です。

よろしく願いいたします。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

まず、同意第2号についてお諮りします。

同意第2号は、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、同意第2号「那賀町相生財産区管理委員の選任について」は、同意することに決定しました。

次に、同意第3号についてお諮りします。

同意第3号は、これを同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、同意第3号「那賀町相生財産区管理委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号についてお諮りします。

同意第4号は、これを同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、同意第4号「那賀町相生財産区管理委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号についてお諮りします。

同意第5号は、これを同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、同意第5号「那賀町相生財産区管理委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号についてお諮りします。

同意第6号はこれを同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、同意第6号「那賀町相生財産区管理委員の選任について」は、同意することに決定しました。

次に日程第6、本日までに受理した請願等については、お手元に配布しました「請

願等文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

日程第7、報告第16号「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について」から、報告第19号「専決処分の報告について（平成24年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事 変更契約）」までの4件について報告を求めます。

○**峯田繁廣総務課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** それでは報告をさせていただきます。

まず、報告第16号は「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について」であります。損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

内容といたしましては、裏のページの専決処分書にもあるように、相生中学校において、野球部員が打撃練習中にファウルボールが駐車場に止めてあった車に当たりまして損害を与えたというもので、町はフェンス等とかその構造的な^か瑕疵を認めることとして損害賠償をしたものであります。

それから続きまして、報告第17号も「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について」でございます。これもめくっていただいて、専決処分にありますように、那賀町阿井におきまして、国道195号線かな、その上にあります町の老朽化した簡易水道の仕切り弁ボックスの蓋が走行車両のタイヤを損傷させたもので、町はこれも施設の^か瑕疵を認めまして、タイヤのパンクの修理代等において損害賠償をしたものであります。

それから、報告第18号も「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について」であります。これもめくっていただいて、専決処分書にありますように、那賀町の町道出羽線におきまして落石が通行車両を損傷させました。町は道路施設等の^か瑕疵を認めまして、損害賠償をしたものであります。

報告は以上でございます。

○**平川恒建設課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 平川建設課長。

○**平川恒建設課長** 「報告第19号、専決処分の報告について。下記の件につき地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。専決第18号、平成24年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事 変更契約。平成24年12月5日提出、那賀町長 坂口博文」

裏面の専決第18号の読み上げをもって報告に代えさせていただきます。

「専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成24年11月15日専決、那賀町長 坂口博文。

1. 契約の目的、平成24年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事。2. 契約の方法、変更契約。3. 契約の金額、増額3,423,000円。変更前96,600,000円。変更後、100,023,000円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町音谷字西平間53番地、有限会社多田組、代表取締役 多田博志。」

変更の主な内容としましては、排水路施設66mを追加計上したものでございます。
以上、報告いたします。

○大澤夫左二議長 本件については、報告事項でありますので、報告は以上のおり
あります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。12月6日から9日は、議案審議並びに休日のため休会といた
したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、12月6日から9日は休会とす
ることに決定いたしました。12月10日に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後01時36分 散会

平成24年12月那賀町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成24年12月10日（月）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	烝原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 1名

13番 東谷 久男

欠 員 なし

会議録署名議員

4番 前 耕造 5番 清水 幸助

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託センター準備室長	山本 賢明

議事日程

日程第1 町政に対する一般質問について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前09時30分 開議

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告します。東谷君から、本会議に欠席したいとの旨の申出がありましたので、報告します。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に御配布のとおりであります。

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

通告がありますので、通告順に1番 吉田行雄君、2番 連記かよ子君、3番 新居敏弘君、4番 清水幸助君、5番 久川治次郎君、6番 柏木岳君、以上の順番で行います。

この際、御連絡申し上げます。通告による一般質問は、議員中において各関連するものがある場合は、前段の議員の質問に対し十分御配慮されるようお願いいたします。

まず吉田行雄君を指名し、順次発言を許可します。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

○吉田行雄議員 おはようございます。議長より許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行わせていただきます。

私の質問につきましては、最近ですね、買物するにせよ交通関係にせよ、高齢化によりですね、弱者の方がたくさん増えております。こんな中で、行政としましてこの人たちにどういう対応をするのかということをお伺いしたいと思います。

まず、この買物弱者についての町の現状対応等々についての対応をお伺いしたいと思います。10月だったと思うのですが、新聞紙上にですね、私ども木沢地区の方で100歳の方が免許をですね、まだ更新してまだ乗りたいというようなことで載っておったかに思います。まだ記憶に新しいところでございますが、御本人に聞きますとですね、非常に木沢地区の山あいには1人で生活をしておりまして、生活するために、自分が生きるためには幾年をとってもですね、ハンドルを握れる限り買物等をするのに自動車は必要なのだというようなことを記載してあったように思います。

過去を振り返ってみますとですね、このようにスーパー、この人はスーパー老人でございます。私の記憶する限りでは、そう県内にもですね、100歳を過ぎてまだ免許を更新して車に乗るといような人は少ないのじゃなかろうかと思っておりますけれども、過去にですね、こういう山間部につきましては30年か40年ぐらい前だったと記憶しておるのですが、車の免許を取れる御婦人の方はですね、なかなか数少なく、記憶は定かではございませんが、そういう人たちをですね、募って、県警の方だったと思うのですが、原付のバイクのですね、免許を大量に、大勢の方が取ったように記憶をいたしております。その方たちが、現在も自動車には乗れておらんのですけれども、カブに乗って買物やいろいろ会合に出席しておるといような状況だったのですが、それも最近高齢化によりですね、なかなかカブにも危険性があるので乗れないといような状況になっております。

そんな中ですね、買物は当然でございしますが、私の質問の内容にあります交通関係につきましても、これはイコールするところがあると思います。そういう中で、現状とし

ましてはですね、交通面では代替バスそれからデマンドバスのなところも走っておりますが、なかなか隅々までは手が届いていないのじゃなかろうかと思えます。地区によりますと、高齢化しておる方に弁当とかそういう食材も運んでおるようなところもあろうかと思えますが、その辺の対応について、まず現状を町長にお伺いしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 吉田議員さんの、買物弱者また交通弱者についての2点の御質問でございますが、まず買物弱者の件についてお答えをさせていただきます。

確かに、議員御指摘のとおり、高齢化によりお1人で生活をされておられる方、この方々については、やはりその日常の生活の食料品等、買物については非常に心配されているところがございます。御親類の方とかそういう方が、週に何回か買物をして届けているというお宅もございます。

そうした中で、私どもといたしましてもこれまでもいろいろな関係者と御協議をさせていただいてまいりましたが、なかなか前にそういった解決策というのが、これといった解決策が出てこないというのも現実でございます。JAさんと一番最初には御協議をさせていただき、週に1回、いろいろと配達する地域にそういった御希望の品も一緒に配達できないかということも、これまで何回か協議をしてきたところがございますが、これもなかなか現実的にかなり課題がございまして、今のところ解決策には至っておりません。

そうした中で、サンクスさんが一部の地域で今試行的に行っていただいておりますが、これ、サンクスさんも今後セブンイレブンということに、会社名も統合といいますか移行されまして、それによってセブンイレブンとして継続はしていただけるということはお聞きいたしております。このサンクスさんにおきましては、木沢地区で試行的にこれまで行っているわけなのですが、非常に好評と聞いております。それによって、地域の拡大をしていただきたいという地域も聞いております。ただ、これには地元商店街の皆さん方の御理解もいただかなければならないということで、今のところは木沢地域のみで行っておりますが、今後におきましてはそういった地域においても、地域を拡大してそれもお願いできたらということを考えております。

それから、これ、郵便局さんとの買物弱者に対する支援事業ということで、これも補助事業もございまして、これらの活用ということも現在協議をいたしております。ただ、この場合に、やはり郵便局としてはある程度の商品をまとめていただき、一定の大きさ、規模の箱といいますか、集約したものにに入れていただいて、それを配達するという制度でございます。これにつきましては、箱の大きさについては、今聞いておりますのはみかん箱程度ということですが、それにはその箱について手数料といいますか、それが必要になってきます。お金については400円～500円ぐらいと聞いております。

この場合もいろいろと課題がございまして、そういった御希望のされるお宅に配達される場合、その配達先のお宅がどういった品物が欲しいのか、そしてまたその数とか量とか、今申し上げましたように、その箱にある程度、カップラーメン1つ入れるわけにはいきませんので、何点か入れなければなりません。入れて集約して配達をするという

ことになろうかと思いますが、その場合に、やはり商店の皆さん方の、そのA商店ならA商店で全てがそろえばいいのですが、B商店・C商店、そこから御希望される場合は、集約してそれを集めてから出荷をしなければなりません。その場合に、じゃあ誰が集めるのか、A商店だけで構えられる、準備をできるものではないと思いますので、そういった課題もございます。

それを集めていただくボランティアの方とか、ある程度NPO法人的なそういった組織ができて、そこでA商店・B商店、というようなところから御希望の品を集めてきて、それを一括してその規定の箱に詰めて、そして郵便局になら郵便局に持っていくという方法でなければ、またいろいろとA商店のみでそれを集めてきてするとか、そこからその品物だけをその箱に入れて、あとは新聞紙とか何かで詰めて送るやいうようなことについては、効率が非常に悪くなります。それと商店さんの利益的なものも、その1つだけで可能なかどうかということも、いろいろな課題がございます。

やはり集荷するそういった組織も必要になってきますし、それとその郵便局の配達料、これはどこが持つのかということにもなってこようかと思えます。全て補助事業ではないと思えますので、それらについてじゃあ町がそれを支援するという方法もあろうかと思えますが、やはり課題は、やはりその一定のケースにどれだけの品物を、希望された品物を入れるかということ、それからその品物が3商店あるいは2商店、そこからでなかったら調達ができないものもあろうかと思えます。そういったいろいろな課題がございます。これらも、やはり今商工会でもいろいろと検討もしていただいておりますが、今後そういったことも含めて協議を進めてまいりたいと思っております。

やはり、これらの商店から集約するもの、それからまたこれもやはり上流地域の上那賀・木沢・木頭地域、また相生・鷲敷地域とはかなり条件も違ってきます。そういったことで、やはりそれらの対応方法については十分今後協議を進めてまいりたいと思っております。

買物弱者といえますと、確かに上流地域が多いような気がするのですが、やはり鷲敷・相生地域でもそういう方々が増えております。この鷲敷地域におきましても、やはり地域によりますと、やはりもう高齢者の方1人で手押し車とかそういう形でなければ外出できないということで、余り遠いところに、遠いお店に行けないということもございまして、やはり町内全域にそういった方々がおいでますので、それらも含めて今後対応をしてまいりたいと思っております。

それから、交通弱者につきましては、これまでもこの対策としてタクシーの助成券、そしてまたコミュニティバスとさまざまな形で試行錯誤を行ってまいりましたが、やはり、その御希望される交通弱者の、そういう買物とか病院とかに行かれる方の課題は、やはり時間の融通のつく時間、決まった時間でなく希望される時間帯にお願いしたいというのが今の御要望の一番多いところでございます。コミュニティバス等である程度一定の時間、朝何時・夕方帰りが何時という1回かあるいは2回ぐらいになりますので、それらに時間帯がやはり御希望される方に合わないというのが現状であります。

そういった中で、やはり最終的にはボランティアタクシーということも含めて今まで検討してまいりましたが、やはり希望される時間帯にそういった対応をしていただける組織ができれば、今のところ一番いいかなということで、これは那賀町内のタクシー

協会の皆さん方ともこれまでお話を進めてまいりましたが、やはりボランティアタクシーの運行につきましては、協会さんの御理解が一番必要になってまいります。

そういったことで、先般の先の9月議会でも御質問もいただきまして、そして協会さんとも再度そういうお話も先般もさせていただき、先日だったかな、2～3日前だったと思います。その回答といいますか、協会さんの意向をお聞きいたしましたところ、「今のところできる限り、もう少しの間協会さんで今まで以上にそれぞれ連携を取り、また連絡をし合い対応をさせていただきたい。それによっていろいろな不都合なり、それから御希望に応えられない場合については、ボランティアタクシーについても理解をいたしましょう。」という御回答をいただいております。これにつきましては、次年度のできるだけ早い時期ということで、私の方からは、できれば9月議会にはそういう御理解をいただけましたという御提案を議会の方にも御報告したいので、できればそれまでの間に御回答をお願いしたいと申し上げております。そういったことで、そういう御理解がいただければ、公共交通会議の方でもそういったことの方角に進めてまいりたいと思っています。

ただ、この場合に、やはりボランティアタクシーの運行については、それをお願いできる組織あるいは方々をやはり組織づくりといいますか、そういった形を作っていくためには、運行していただける方をできるだけ多く募らなければならないと思いますので、それらの育成支援についても町としてはいろいろと講習とかそういうものもありますので、そういうことについての御支援をさせていただき、そういう組織づくりにできるだけ努めてまいりたいと思っています。

そういったことで、次年度以降について、できるだけ早期に協会さんの御理解をいただき次第、対応をしてまいりたいと思っています。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

○吉田行雄議員 はい、縷々詳しい御答弁をいただきました。それで、後の方で答えていただきました交通手段につきましては、一歩前進したかなというふうに理解をいたします。

それで、買物等々につきましてはですね、今もお話がありましたように、都市部の方でもそういう買物について不便を感じておる高齢者の方がおいでという御答弁でございます。私も阿南の方で友人がおるわけでございますけれども、聞いてみますと、かなり大きな阿南市あたりにつきましても、従来の近所にあった商店街がですね、大型店の進出により閉店をして、近くにあった店がなくなって遠方の方まで買いに行かないと仕方がないと、なかなか行けないというようなお話も聞いております。我が那賀町につきましても、この本庁がある驚敷地区においてもですね、今町長の方からそういう話があるということでございます。

ちょっと伺いますが、サンクスさんのお話も出ましたけれども、もう1店、ああいうお店があるわけですが、これ、商工会には入っておるのですか。

(何事か呼ぶ者あり)

いや、そこで言うてください。

(新居宏商工地籍課長「サンクスさんは入っておりません。」と呼ぶ。)

はい、分かりました。

そういうことなのですけれども、でき得ればですね、今町長の方からお話のありました、郵政であるとかサックスさんの協力もいただきながらというようなお話もございませうけれども、やはり交通もですね、よい話も聞いておりますけれども、やはりゆくゆくはですね、やはり商店の方からですね、攻撃といいますか、訪問をしていかなければしょうのないような時期も、どこかの誰かの「近いうち」という話もありましたけれども、私はやがて見えてくる将来ですね、そういう予感もしますので、行政につきましては、なるべくなら地元の業者をですね、相談して、商工会という組織がありますので、よく協議をしてですね、先ほど言いました交通の便も解消されまして、何と云うのですか、なかなか1人暮らしの老人につきましては不安な点もあろうかと思えます。何と云いまして体の方も一番でございませうけれども、健康なうちは衣食住が一番だろうと思えますので、そういう点をですね、重点的に平成25年度以降、町長は施策の中にも入れていただいておりますね、なるべく心配のないような、この那賀町の住民を守るよう努力していただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○大澤夫左二議長 吉田行雄君の質問が終わりました。

2番目に連記かよ子君を指名し、発言を許可いたします。

(古野司議員出席、出席議員15名となる)

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記かよ子君。

○連記かよ子議員 おはようございます。町政に対して2点のことについて一般質問を行います。まず最初は「森林管理受託センター準備室について」、2点目は「扶養控除廃止の家計への影響について」、この2点を質問させていただきます。

まず1点目は、森林管理受託センター準備室の進捗状況についてお伺いをします。

那賀町は、古くからスギを主体とした林業生産活動が盛んに行われ、地域産業として大きな役割を果たしてきたわけですが、外材の輸入や経済情勢から林業は衰退し、地域雇用の場が失われてきました。一方、森林資源は1,500万㎡に達しているにもかかわらず、少子高齢化・過疎化により森林資源の活用が停滞している状況であります。

こうしたことから、全国初の森林管理受託センター準備室が4月からスタートを切ったばかりであります。日も浅く、本格的な体制が整っていない段階ではあると思いますが、ある程度の課題なり、また将来に対しての方向性が定まってきたのではないかと考えております。

そこでお聞きをするわけですが、現在森林従事者171人の方が携わっているということでもあります。このためのその施業地が確保されているのかどうか。また、その施業地に対しての発注状況がどうなっているのか。それから、10年後の雇用が350人という設定目標を掲げてございませうけれども、来年度の雇用確保の見通しはどうなっているのか。

また、昔はその伐採した後の山の植付けをして、下草刈りなどの保育を行って山を育てておりましたけれども、現在は材価も安く山自体の価値が失われています。そんな

中で、主伐をした後はそのまま放置されております。搬出間伐に補助金がついていたように、植付けする場合にも個人負担を軽減できるような対策はできないものでしょうか。このことについてお伺いをいたします。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。

○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 今、センター準備室が抱えている問題点、雇用をどうするのか、あるいは施業地をどうするのかといった、今後の準備室の課題や方向性を捉えた御質問であろうかというように思います。

まず、施業地の確保についてということでございますが、施業地の確保については、現在来年度からいよいよ始まる森林経営計画を作成するための森林境界の明確化作業というものがございます。これは、森林所有者の境界を明確化することによって、搬出間伐で利益を生む施業地を計画する狙いというのと、所有者が分かる、それから森林の林齢が分かる、樹種が分かる、地形が分かる、こういったことを把握することによって、経営計画を作成していくということになります。

こういった明確化作業ではありますが、現在1,260haを発注いたしまして、事業が完了すれば来年度以降の施業地の確保に努めるといった考え方でございます。現在も森林経営計画の中の間伐面積、これが183.5haを確保いたしております。境界の明確化を実施することによって、スピーディに経営計画が推進できる、そして、施業地の確保をするといったことにつながるというように考えております。

次に発注状況についてでございます。現段階での発注状況につきましては、搬出間伐が11か所で面積が101.84ha、事業費で、事業費というか工事請負費ですよね、これで73,042千円です。次、作業道の開設です。これが11路線、16.5km、それで事業費が28,900千円。次に境界の明確化、先ほど申しました1,260ha、34,000千円の委託を行っているところです。

それから、来年度に向けての雇用確保、この見通しはということでございますが、この雇用確保についてでございます。この問題っていうのが一番大切であって一番難しい課題かなというように考えます。現在、那賀町では、先ほど議員さんおっしゃいましたように、171名の林業従事者がおいでます。その中の85名が架線集材あるいは高性能林業機械を使用した木材を搬出する従事者、従事する人材であるということですね。マスタープランに掲げております「2030年までには350名」だったですか。「250名」かなと思ったのですが、350名・・・ということですね、木材の搬出っていうものを考えたとき、この250名だと思のですが、これで搬出木材20万m³を目標に掲げておると、マスタープランの中でね。これ、以前に多分連記議員さんから一般質問があった中で、これ、絵に描いた餅ではないでという、言われたのを私も非常に印象に残っております。確かに非常に難しい問題であるといったことなのですが、しかしながら、那賀町にあるもの、那賀町の資源をどういうように活用して、どうデザインを描いて活性化させるか、そして雇用を生むかといったことを考えなければならないということで、林業従事者の拡大、林業従事者の雇用拡大があって、木材の生産力が拡大するということになります。

それで先般もですね、町内の素材生産業者さん・流通業者さんを集めて木材の生産拡

大それと安定供給に向けての第2回目の検討会を行いました。木頭森林組合は、生産拡大に向けて去年市場の1年間の数字というのが18,500 m³だったそうです。これを3万 m³に目標を掲げる、そして山林を購入して伐採、皆伐ですね、これをするによって生産力を高めたいと。人材は林業機械班、これ6班から7班に、架線集材班を3班から5班に拡大したいということでした。

それからA社という言い方をさせていただきますが、A社は2年目の会社であって技術力が乏しい、今後そういった経験の豊富な人材を確保したいということです。次、B社、林業作業班、これが1班から2班に、7名体制から10名体制を考えている。次にC氏という言い方をしますが、会社組織でないために、会社組織を考える時期に来ているので、検討していきたい。それからD社なのですが、架線集材の優秀な人材は多数おるのですが、林業機械の集材に参画した場合採算性が合うのかということ、もうちょっと検討したいと。こういった前向きな意見が交わされました。

しかし、問題点として、新規雇用者を一人前の現場技術者に育成するというのは、少なくとも5年以上はかかるというようなことを言われております。育成にかかる費用というのは、やはり事業体にとっては大きな負担になってくると、新規採用を抑制する要因の1つでもあるということです。それとですね、また高性能林業機械、これ大体3点セットで40百万円かかります。40百万円のうちの20百万円は国費なのですが、これの裏負担ですよ。例えば、これに対してのこういった形で4人体制とか3人体制になると、高性能機械を買って搬出するのに大体1人10百万円の設備投資が要ということなのです。そのためには、事業体にやはり活力を与える施策っていうのが必要ですと。

ここで現在検討していることが、林業機械に対する補助裏負担の無利子の貸付制度、若しくは当然これ20百万円を借入れするとなったときに銀行から借り入れたりすると思うのですが、この借入金の利子補給制度ができないだろうかということが1点。それと、経験の浅い林業従事者に対して、町内にもやはりプロがおります。プロの技術者がおります。このプロの技術者で指導していくための技術支援賃金の助成をする。例えば、作業道の路網計画、どこに作業道を付けたら一番効率よくできるのかといった指導。それから作設、開設ですね、これに対してのオペレーターの指導。それから架線集材の張り方、こういうのもなかなかできてないということも聞きますので、プロがおりますのでこういったことをやる。それから集材方法それと3点セットの効率性の指導、それから大径木の伐倒指導と、こういったものを町が賃金の助成、技術支援という形でできたらなというように思います。

それと、新規担い手雇用に対する、国が「緑の雇用事業」というのがございます。これに対して、町もこれに対しての町単独の上乗せができないかと。国が確か8か月90千円かな、720千円ぐらいの補助があるのですが、これをどうにか新規の技術的な助成ですね、それをできないかということ。

それから那賀町単独の搬出材の間伐補助金交付要綱の一部改正。今までは、45年生までの木材であれば立米2千円という補助をやっていたと。これをですね、26年から55年まで上げていく、林齢によって補助率を変える仕組み、これも考えなければならぬ時期に来たのかなというように思います。

それと、これ最後の質問の中にあるのですが、再造林事業に対する10%の補助を町がすると。これ、当然木材というのは切る・使う・植える・育てる、やはりこの循環でなかったらいかんということで、木材が搬出、切って搬出された後、放置森林という言い方はおかしいのかも分らないのですが、そういった森林が増えつつある。やはりそれを循環型の林業というものを目指していかないといかんということでやっている。それとやはり今進めております公有林化の推進、これをやっていくということで実行していけたらなというように考えております。

それと、重要なことというのが町職員の林業に対する知識不足、今現在森林管理受託センター準備室の人材というのは、森林組合・徳島県林業公社から優秀な人材が今の準備室を支えているといった状況で、私自身本当に思うのですが、やはり役場にプロがおらんというたらいいのですかね。そういった研修があるのです。例えば土木であれば施工管理技師とかね、それから建築士とか、こういった国家試験があるのですけれども、これと同様にプランナーの試験とかこういったことを実際にやっていかないと、那賀町が主体でやるとなれば、そういった研修を当然受けて技術を学ぶ、そしてこれが継続していく、そういったことになるのかなというように考えております。

以上でございます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 室長ね、言われたように、私も3月議会で、なぜ森林管理受託センターを開設したのかとか、言われたように絵に描いた餅にならないようにとかそういうことを質問させていただきました。室長の答弁としては施業地を増やして雇用を確保すること、それから林家の方に対してその所得を向上させること、そんなふうなことであったのではないかと考えております。あの当時、森林管理受託センター準備室というものが私も全体像しかつかめていなかったもので、具体的なことについては今後の運営方法によって質問をさせていただくということでございましたので、今回個々にこういうふうに質問させていただきました。

ただいま室長の御答弁をいただきまして、森林管理受託センター準備室の職員の皆さまひとりひとりが大変頑張っているなということに対して、いいお答えをいただけたと思うのですけれども、施業地の確保、私、いろいろ考えてきた中で、施業地の確保と、それと先ほど室長が言われたように雇用をどうするのか。これがもう一番大きな問題ではなかったかと思っております。

先ほどね、素材生産者会の会合を開いて、それぞれの森林組合とかそれからフォレストさんとかアイエフさんとかのいろいろな回答を得た中で、課題の中でその方向性をいろいろと示しているわけでありましてけれども、その中で、それならこれをどうしていくのかというところで、例えば補助金の無利子の貸付制度とか、それから借入金の利子補給とかね、それから技術支援の賃金を助成する、こういうようなことの御答弁いただいたのですが、これが実際に、それからもう1つ新規就業者に対しての町単独の上乗せ分ですよ。これが本来に来年度必ず前進していけるのかどうか、そこが一番ネックではないかと思っておりますが、まあほなけどこれは先ほど言いましたように、運営はまず来年からということで、私たちも折に触れて検証していかなければならない話なので

すが、取りあえずは施業地も確保している、それから雇用確保にもつながっているというような答弁でございます。

それで、先般、新聞報道でナイスさんですか、ナイスさんですね、それが再来年の平成26年4月から小松島市の県有地に進出してくるという話がありました。この那賀町に山がございますようでね、このナイスさんとの関わりが那賀町にとって例えばどんなメリットがあるのか。それから県議会の方でも質問がありましたけれども、森林の森林所有者、森林保全条例の制定が提案されているのですよね。これは、例えば「森林所有者や林業関係者、行政が一体となった保全管理を目指し、森林取引の実態把握、無秩序な森林買収の防止、森林所有者責務の明確化、公有林化や公的管理の推進などを盛り込む。」とされております。このことについても、やはり那賀町も軸として進むべきではないかと思えますけれども、そのナイスが進出することによっての那賀町のメリット、それから森林保全条例制定についてどういうふうに関わっていくのか。このことについてお尋ねをいたします。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。

○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 ナイス株式会社、横浜にある会社なのですが、那賀町、旧相生町杉山地区の山林を購入しまして、今、林業公社がその管理運営を行っている会社です。元々は流通販売会社だったのですよね。これがいよいよ徳島県小松島市に製材工場という形、初めての試みらしいのですが、製材工場を作る。何をするかというと、A級材、14^{かみ}上、14cm以上のA級材の構造材ですね。柱・梁・桁・棟木とかそういった、土台とかね、そういったものを製材するのだということです。

これ、考えて見ますと、A級材というのは、当然A級材が出てくるとB級材・C級材が出てくるということにつながります。木材自身はですね、例えばA級材が仮にですよ、3万³m³製材するとなると、6万⁶m³の素材は当然これ出てくるといったことで、これがですね、確か12日、この12日に何^何m³ぐらいたるよと、製材するよと、多分12日に調印をするということを聞いておりますので、それで立米数も確定し、年間このぐらいたる、総事業費がこれだけでやるとか、そういったものが多分明確化されてくるのだらうなというように思います。

それで、このメリットは何かということになるのですが、これ徳島県も非常に力を入れておる。多分基金事業あたりも大分使って製材運営から始まってですね、力を入れてくる。先ほども、先ほどといいますかこの間もね、そういった会の中で「那賀町どうか頑張ってくれや。南の会社なので、地域なのでどうかしてくれや。」ということなのですが、メリットは何かというたら、まずほなけどそれまでにやらないといかんことというのは、やはり5万⁵m³、那賀町内で今5万⁵m³で85人で素材生産をしておる。これ、単純に考えてみますと、200日働いて3.9³m³なのですね、1人。150日稼働して3.9³m³、200日働いて2.9³m³、このぐらしか出ておらんのですね。これをやはり増やしていく努力、技術力をアップしていく努力というものがあって会社というのは当然もうけにつながってくるので、そういったことをもう本当に真剣にみんなが頑張っているかと思えないといかんのかなというように思います。メリットは何かといえ

ば、いずれにしても生産量を上げることによってメリットを生むと、会社の組織、売上げを上げるっていうのが1つのメリットであるっていうことと、人材をやはり確保するという事になるかというように思います。

もう1つ、森林保全条例の話なのですが、これにつきましては、これは外国でも日本以外でアメリカとかヨーロッパ、そこでもこういった外資系の山林購入というのが言われております。日本でも1,000ha以上、全然分かんのですが、もっともっとあるだろうというようなことを言われております。那賀町の考え方としては、まずそれを阻止する上では公有林化というのが非常に必要なのだろうなということが1点と、例えば山林を購入する場合にですね、その事前申請、事後申請でなしに事前申請っていうものが法律の中で実施されたら、若干は違ってくるのかなというような気がいたします。

今のところはそんなところで、申し訳ございません。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 ただいまナイス株式会社さんのことも出てきましたけれども、そうすると、やはり那賀町においても生産力を高めていくためにも雇用をきちんとしておくということですね。ほやけん、これから民間業者さんとも協力しながら、事業体とも協力をしながら、これは前に向いて進めていただきたいと思います。

それから、森林は、さっき言ったように植付けしてそれから下草して保育して、1年間のサイクルができるようにということで進めておられると思うのですが、例えばさっき言ったように山の価値がずいぶん下がっている、その中で個人が、昔は、山は子や孫のために植付けしてそういったサイクルを行っていたわけでありましてけれども、今はそういった、はっきり言ったら、例えば後継者、山のその家の長男の方であっても自分くの山がどこにあるのか分からないような、そんな若い人たちの間ではそういったことがありますけれども、やはりそのところをどうするか。山林の明確化やいうこともね、室長、答弁いただいたのですが、そこにやはり町単独としても間伐の補助金のような、そういったことが必ず来年度からはしていただけるわけですね。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。

○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 今申しました、伐採をしますと、木材はそこそこで売れました、次は植付けをするっていうことに対してですね、林家の方が、補助金こればあで自己負担がこんなに要るわ、というのであった場合に、どうしても抵抗があるっていうことになりますよね。

ただし、役場あるいは森林組合とかの考え方というのは、やはり循環型を作らないといかん。そして保育事業ですね、植栽する、下刈りする、除伐する、こういう保育事業、これの確保というのが必要であるといった中で、これ財政担当課長あるいは町長・副町長さんとも話をしながらですね、今現在考えているのが、来年からですね、来年から、ある補助金の中で85%の補助金がもらえる、町はそれに対して10%ぐらい補助をしたい、残り5%ですね、これをやはり地元の方に負担をかける、お願いするといった形でこういった循環型社会っていうものを、林業っていうものを築いていかないとい

かなというように考えております。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 雇用ということは、とにかく若い人たちを呼び込まないと、山の活性化は今後にはできないと思います。町長が提案されて、開会の日におっしゃられたように、若者が安心して林業に従事できて、そして確実に定着できるよう、そんな環境の整備をこれからもしていただき、林業の活性化に向けて取り組んでいただきたいと思います。

これはこれで終わりました、2点目の「扶養控除廃止による家計への影響について」質問をいたします。

「控除」とは、その所得税や住民税の計算のときに、個人の事情を勘案して税金を安くしようというもので、正確には税金の対象となる所得を少し減らすということであり、配偶者控除や生命保険料の控除、医療費控除など、家族関係や払ったお金などに対して控除があります。扶養控除とは、養っている家族若しくは親などが多い場合に、経費も多くかかることを配慮して認められている控除制度のことです。

ところが、公立の高校無償化、つまり高校生を扶養する世帯に一律に118,800円を給付する制度の財源に充てるため、2010年度税制改正の大綱の中で、特定扶養控除の廃止が定められたのであります。具体的には、0歳から15歳の年少扶養控除、住民税330千円、それから所得税250千円を廃止し、特定扶養親族の中で高校生に当たる年齢の16歳から19歳未満の人の扶養控除分のうち、所得税の上乗せ分250千円と住民税の上乗せ分120千円を廃止し、特定扶養控除額が380千円、それから住民税が330千円とし、19歳以上20歳未満は現行通りとなっております。

扶養控除が廃止された分だけ課税所得金額は大きくなり、そこに税率をかけて算出される税額も増えたこととなります。所得税は2011年1月から、住民税は2012年6月から既に実施されております。住民税をベースに国民健康保険料を計算する自治体では、年少扶養控除廃止によってアップする可能性があるのではないかと考えられますが、以上のことを踏まえ、扶養控除廃止による家計への影響は那賀町においてどのようになっているのか、このことについてお伺いをします。

○後藤交峰税務課長 議長。

○大澤夫左二議長 後藤税務課長。

○後藤交峰税務課長 まず、制度の概要について御説明いたします。2010年度の税制改正により、0歳から15歳の子供のいる納税者に適用される所得税の年少扶養控除380千円と、住民税の年少扶養控除330千円を廃止した制度で、所得税は昨年からの負担増となっております。

これらの控除削減による影響は、昨年既に所得税では発生していましたが、住民税については6月支給される給与からの対象となっていましたので、急に手取り額が減少したと感じた人があろうかと思えます。この制度による給付と負担で見た場合、家計の損得として、全体的には低所得者層にはプラスとなっております。高所得者層を除き、児童手当支給額の拡充、中学生までの支給対象の拡大などを通じて、おおむね年少扶養控除の廃止による負担増を補っております。

年少扶養控除の廃止については、住民税額の所得割額を基準とする各種制度、国民健康保険や保育所の保育料などに影響を与えないような各種の支援制度があります。今回の年少扶養控除の廃止に伴い、0歳から15歳の子供がいる子育て世代では、住民税税率一律10%で、子供1人につき年間33千円の負担増となります。所得税については、税率5～40%の6段階がありますが、高所得者層の税率20%の場合は、年少扶養控除の廃止分380千円の20%で、子供1人につき年間76千円の負担となっております。

いずれにせよ、個々の所得は違いますので、高校の授業料無償化などを含め一概に家計の負担が増えたとか減ったとかの判断はできない状況であろうかと思えます。制度改革後においても、今年の3月、扶養控除の廃止の影響を踏まえつつ、そのあり方を含めて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるという改正児童手当法の附則にも明記されていますので、これからも子育て支援の方向で進んでいくものと思われま

以上です。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 この扶養控除廃止は制度化されたものでございますので、町としても今課長が答弁いただいたように、住民税では子育て世代で33千円、それから所得税では20%であれば76千円の負担増があったという話の中で、高校の無償化とかいろんな支援策によってプラスマイナス、それほど差はないのではないかとこの話でござい

ますが、ただ、やはり今年の6月から住民税が急にアップされたことによって、子育て世代においてはやはり驚きと怒りの声があるのではないかと感じております。また、この扶養控除廃止もそうですけれども、例えば本来の支給額より高くなって

いる現在の年金の特例水準についても、引下げの時期を当初より1年延期し、来年10月分から実施に修正する検討していくということでありまして、年金も下がるわけ

でございます。また、それから先般新聞報道にもありましたように、伊方原子力発電所の停止により、1日あたり4～5億円の、それから通年では1,000億円以上の経費増加が見込まれており、代替火力発電所の燃料費を自力で賄いきれなくなることから、この電力の値上げも表明されております。

このように、住民の生活を脅かす材料は後を絶ちませんが、制度化したものについては今後の課題として、那賀町としても住民が安全で安心した生活を送ることができるようにあらゆる御配慮をお願いして、私の一般質問を終わります。

○大澤夫左二議長 連記かよ子君の質問が終わりました。

ここで小休いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

次に新居敏弘君を指名し、発言を許可します。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

最初に、「消費税増税に対する町長の見解と町への影響について」ということで質問いたします。

先の国会で、新聞などの報道で世論調査も載っておりましたが、過半数の方が反対をしているのに、社会保障と税の一体改革と称して消費税上げが決められました。2014年に8%、2015年に10%に上げるということなのですが、5%上乗せで13.5兆円の増税でございます。そして、この国会解散のどきくきに紛れて、社会保障である年金を2.5%引き下げることもしてしまいました。介護保険料や後期高齢者医療の保険料がどんどん上がっていて天引きが増えている中、年金の引下げは、正にもうこれでは生きていけないといったような状態でございます。正に「一体改悪」でなく「一体改悪」であると思います。こういったことは、経済の6割を個人消費で占めると言われておりますが、消費税増税や年金の引下げは個人消費を冷え込ませ、ますます景気を悪くして税収が落ち込むのではないかと思います。経済や財政の悪化の悪循環になると思います。

しかも、社会保障はよくなるどころかますます悪くなっております。これは、消費税を増税しても、社会保障に回らずに、大企業や富裕層の税金引下げに回ったからでございます。その結果、大企業の内部留保（ため込み金）は、この10年間で90兆円増やして266兆円ため込んでいるといわれ、また所得税においては、所得1億円を超える富裕層は逆に負担率が下がっているという状況でございます。私たち日本共産党は、消費税の増税でなく、こういう負担能力のあるところから応分の負担をとということを言っています。

町長にお聞きするのですけれども、この消費税増税に対する町長の見解をお聞きしたいと思えます。もう1点は、この消費税増税が那賀町に及ぼす影響についてでございますが、特に医療、那賀町の病院・診療所の経営なのですけれども、物品の購入や、那賀町の一般会計にしてもそうなのですけれども、建築工事・物品購入で消費税がかかる、今までの今度倍かかってくるということなのですが、病院・診療所では患者さんに消費税をかけないということになっておりますので、いろんな薬剤品なり医療器具なんかには消費税がかかっているのです、そのそういったことでこの逆ざやというか、損税が発生して経営が苦しくなろうかと思うのですけれども、そういった病院関係での経営面での影響について、どのような状況になると考えられておられるか、お聞かせ願いたいと思えます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 新居議員さんの消費税の増税に対する私の見解と申しますか、これ、もう決まったことですので私がどうこうはできませんが、私としての考え方と申しますか、そういうことについてのことだろうと思えますが、確かに私、冒頭で申し上げましたとおり、消費税の増税のみでそれが全て解決できる問題では、国の財政収支から見て問題ではないということをおっしゃったと思えます。

やはり社会保障、本当に医療・福祉・年金、この制度については、やはり今後日本の本当に人口構造、これを見ましても、本当にこれを支えていく、それだけでなかなか大変であると思っております。増税だけで確かにそれが解決する問題ではなかろうと思っ

ておりますし、やはり制度的なものも全てそれに併せて見直していただきたい。また、やはり、増税ということに併せてやるべきこと、そういったこともやっていただきたいと思っております。

今後、今回の衆議院選挙の後、どういった、それぞれの対策を講じてくるかということについては、慎重に見守り、そしてまた町は町としての対応をしまいたいと思っております。以上です。

また、町への影響等については各担当課の方から御回答を申し上げます。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 新居議員さんの方から、病院・診療所の経営状態はということでございますが、確かに器具等には消費税がかかってきますので、その部分での影響というのは出てくる可能性もあると思いますが、私が考えております部分については、住民の皆さま方への医療行為、薬剤についても非課税でございますので、その部分については影響は多分ない、余り大きな影響はないのかなと思っておりますが、病院あたりですと消費税を支払っておりますので、その部分が倍になってくるというふうなことは当然考えられるし、器具、そしてそういうふうな大きな機械類等についての消費税というのは当然上がってくるので、その部分についての金額増は見込まれると思いますが、そのことによって診療形態をもっと落としていくとかいうようなことは全く考えておりませんで、住民の方へ、とにかくサービスの低下になるようなことはないように努力をしていきたいと思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 町長の方からは、増税だけではこれはもう解決せんのではないかといいたようなことで、確かに今のいろんな何と言うのですか、税金を払う人・保険料を払う人といったような支え手の方が、仕事をしている方がこの間低賃金化してなかなか所得税も払えない、保険料も払えないといったような状況が続いておったり、また子供の生まれる数が少なくて、そういったことでも支え手が少なくなっている、この辺を変えなければこれはいけないということでございます。

これは自然現象でこうなったのではなしに、やはり政策の間違いによって、こういう子供を産み育てることができないといったような、こういう社会になってしまっていると、私は思います。

消費税増税による影響についてお聞きしたのですけれども、病院等への影響については、具体的に今現在消費税をこれだけ払っていて、それで5%上乘せになったらこうなっている、経営上今の利益というのか、それがこれだけが今度これだけ減額されるといったような、もうちょっと具体的なことが聞きたかったのですけれども、また分かれば答えていただきたいのですけれども、また今度と。委員会なんかでもお聞きしたいと思えます。

こういうように、消費税が上がったり年金が下がったりということで、これは那賀町の経済なんかに非常に大きな影響を及ぼすのではないかと私は思います。先ほどはいろいろ買物でのこともお話がありましたが、やはりそれだけ買物を控えるということに

なって、本当に那賀町で商売されている方も、なかなかこれ消費税が上がったらもうや
っていけないといったような声もお聞きいたしております。

そういったことで、町として、この消費税が上がるのが再来年でございます。そし
て、10%に上がるのが2015年といったことで、まだ日にちがあるわけなのですけ
れども、町長として、こういった病院経営なり那賀町のそういった経済の沈滞とい
うか、そういったことに及ぼすということで、国に対してこれを中止せよといったよう
なことを言う考えはないでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 中止というよりか、私としては町の財政、町の消費税の配分枠が地方
にどういった形でくるのかということも含めて、これらについては注視していきたい
と思っております。これまでの消費税の町への配分、そういった形での町への影響と
いうことについて、財政担当課長の方からもそれらの経過について御報告を申し上げ
ます。

町としては、それらに慎重に対応してまいりたい。今後のそういった動向、今度政
権を取った政党がどういう政策を打ち出してくるか、対応してくるかということも含
めて、慎重に我々としても対応してまいりたいと思っております。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 町長から振られましたので、補足説明をいたします。

消費税につきましては、消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革法案という
ものが、11月10日の参議院本会議で賛成多数で決定しました。内容といたしまして
は、新居議員さんがおっしゃられましたように、消費税率を2014年4月に8%、2
015年10月に10%に引上げ、年金・医療などの抜本的な制度改革については、今
後有識者で作る社会保障制度改革国民会議で議論するというものであります。

現行の消費税の5%につきましてはの配分につきましては、1%は自治体に地方消費
税交付金として配分されます。これは、県と市町村が0.5%ずつの割合で交付されて
おります。交付の算定は、国調人口、国勢調査の人口と事業所統計による従業員、従業
者数で按分あんぶんされます。那賀町の平成23年度の交付額は、86,376千円でありまし
た。また、残り4%のうち1.18%は、国税5税の1つとして地方交付税の財源と
なっています。つまり5%のうち1%と1.18%の2.28%が、何らかの形で地方
財政の財源となっているのも事実であります。

増税分につきましては、現在の制度の方向では1.54%が地方自治体へ配分されま
す。1.2%が地方消費税交付金として交付され、0.34%が地方交付税の財源とさ
れることが、国と地方の協議の場などで決められています。全体、消費税が10%にな
ったとき、全体的に見れば3.72%が何らかの形で地方自治体の取り分ということに
なります。

さて、消費税が増税されたとき、町にどんな影響を与えるかということを財政的な面
から見ますと、これは総選挙後の政権の意向等によって状況がどうなるか確定的な見通
しを述べるのは今の時点で多少困難な面もありますが、単純に推計をしますと、消費税

が10%になったら、現在86百万円程度の地方消費税として交付されているのが、1.2倍になりますということで、1億円ちょっとに増えるということになります。これは歳入が増えます。地方交付税については、ただその財源が増加した分、交付税が単純に増加するかというのは非常に難しい問題で、これは今後の国の動向を注視する必要があります。

かたや歳出では、当然これ、新居議員さんもおっしゃられましたように、物件費や普通建設事業費等において、消費税の増税分が費用負担の増加という要因になります。今の推計では、2億円程度町の持ち出しが増えるのかなと思います。ただ、この消費税による行政コストの増加というものを、地方交付税で基準財政需要額の算定額などを通じて適正に補正されれば、消費税改正の恩恵を受けられるのではないかなと考えています。病院会計等による影響については先ほど担当課長から言ったとおりであります。

以上でございます。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 一般会計の方でも2億円ほど消費税が、支出が増えるのではないかと、いったようなことで、入ってくるもの、大分赤字というのか、であるというように思います。

(何事か呼ぶ者あり)

○峯田繁廣総務課長 すみません、はい。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 すみません、恐らく赤字にはならないと思うのです。ただ、消費税で増える分を、地方交付税の算定のときに当然行政コストの増加ということで見直していただければ、増えた分は増えた分で享受されるのじゃないかなと。この辺りは今後の国の政策とかを見ないといかんけれども、当然、基準財政需要額といいまして、町の必要な金額がその分だけ増えるわけですから、地方交付税でも見ていただけるものと思います。

ただ、その辺りは今後もうちょっと制度を見なければ分からないと思います。

(新居敏弘議員「プラスマイナス0ということ。」と呼ぶ。)

だから、どれだけ見てもらえるかは今後の推移を見ないといかんけれども、何となく今考えているのでは、そんなにマイナスになることは、消費税が上がったからといって、決してないかなということです。

以上です。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 何かで見てくれるみたいなことなのですけれども、この間だんだんと交付税そのものが減ってきたりしているので、ここにその消費税分が入っていますよ、みたいなことがあっても、やはりなかなか苦しいのではないかというふうに私は思います。

一番大きいのは、その住民に与える影響の方が私は非常に大きいということで、もう本当に10%となりますと、1,000円払ったらもう100円が、1,100円払わ

ないといけないという、1,000円の買物をしたら100円上乗せで払わなければいけないということなので、どうしても消費が落ち込んでいくように私は思います。逆に、そのことによって経済がますます冷え切って、税収が下がってくるということで、もうこれは経済の、本当に不景気の悪循環に落ち込む政策ではないかと私は思います。

共産党は、消費税を中止させるようにということで、頑張っていきたいというふうに思います。

それでは、次に「こどもはぐくみ医療制度の拡充について」お聞きいたしたいと思います。

子供の医療費補助について先日新聞報道されましたが、県下の状況が載っておりましたが、現在11市町村が中学生まで医療費を無料にしております。あと、対象拡大として2市町が来年度というのか、来年から中学卒業するまで無料にするといったことをごさいます。この南の方を見てみましたら、那賀町を除いて、阿南市以南全て無料、中学卒業するまで無料になるわけなのですけれども、これまで私もこういったことで要望してまいりましたが、今の町長の来年度どうするのかちょっとお聞きしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 以前、新居議員さんにもこの件につきましては御答弁させていただいたと思うのですが、小学校卒業までは那賀町としては無料にしますということで枠を広げ、中学生につきましては当分の間据置きという御答弁をさせていただいたと思います。今の現時点におきましても、やはり今回の総選挙が終わった時点で、国の方が、先ほどございました消費税の配分、そういったことも含めて、どういう形でそういう施策が出てくるかということも見極めながら、次年度以降については検討してまいりたいと思っております。

現段階では、中学生の方々につきましては他の施策でかなり支援をさせていただいているということで、那賀町の財政状況も含めて今後において検討してまいりたいということで、御理解を賜りたいと思います。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 すぐにいい答弁ではなかったのですけれども、先ほども言いましたように、阿南市以南で中学卒業するまでまだそういった予定がないのは那賀町だけということになっておりますので、もうこれ、していただけるのだろうと私は思いますけれども、来年度の予算を楽しみにするわけなのですが、この10月から県の方が小学校卒業するまでっていうことに、小学3年生から卒業するまでに年齢を拡大したので、その分町は、町の方の費用は助かっているといったことで、ほかの各市町村もそういった意味で独自に増やしたのだろうというふうに思うのですけれども、そのように町としては今までの負担が減っているのですけど、その分を中学卒業するまでに伸ばすと、やはりそういったようにしていただきたいというふうに思います。

中学生ぐらいになりましたら、また医療費というのも大分減ってきますので、それほど負担は増えないというように私は思いますので、是非中学卒業するまで無料にでき

るよう、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。楽しみに待っております。

それでは、次に「木造住宅の耐震改修の促進について」質問いたします。

これ、3月議会でもこのことを要望したのですけれども、今年度の実施状況についてお聞きしたいと思います。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 それでは、新居議員さんの御質問にお答えいたします。

木造住宅の耐震改修の促進ということで、本年度の実施状況ですが、現在のところ耐震診断は50か所ほど回って9件取得しております。それと、改修については相談というか、そういう内容についての相談はありましたが、今のところ実施はできておりません。

予算では5件取っておりますので、来年度というか、3月末までにはどうか1件・2件でも取得できますように、住民に周知していきたいと考えております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今年度は、改修についてはまだ全くないといったようなことで、何とかこれ町長、考えなければ、もう震度が、南海・東南海、ああいう連動した地震が起これば、震度7といったようなことも言われておりますが、非常に、この辺は津波というのはないのですけれども、家屋による圧死というのが非常に危惧されるわけで、まずは命を守らなければ、あとの避難した先でのいろんな準備というのか、それはしておかないといけないのですけれども、まずは命を守るためには家屋の圧死というのからなくしないと、これ大変な状況になると思ひます。

いろいろな、県の方としても対策というのか、死者0というようなことでやっているのですけれども、町としてのことについては全く進んでいない。改修が今年度はまだ0というような状況では本当に危惧されるわけなので、他の市町村の状況、先ほどもこれも徳島新聞に載っていた記事なのですけれども、「高い改修費がネック」と大きなことで載っております。

ほかの市町村を見てみましたら、耐震改修に対して独自の補助を上乗せして、小松島市・阿南市などは200千円、吉野川市で300千円、阿波市で300千円、ほかのところも300千円というようなところがあと5つぐらいあるわけなのですけれども、こういった市町村独自で耐震改修に対する上乗せをしてできるだけ個人負担を少なくして、それなら改修してみようかというような気になってもらう。やはりこういう改修費用がネックになってなかなか踏み出せないというところがあるので、その辺を町としてもう、もっと補助を増やすように是非お願ひをしたいと思います。

東海地方のあるところでは、前にも言ったかと思うのですけれども、ほとんど全額になるぐらい補助をして、ほとんど個人負担がないといったようなところもありますので、これ、命を守るための費用なので、是非補助の上乗せをしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 今言われましたとおり、新聞で報道された補助の上乗せというのは何市町村かありましたので、耐震診断も含めてですが、そういった状況をですね、市町村からやられておる状況を確認しまして、また今後に検討させていただきたいと考えております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 この耐震改修というのは、ただの、何と言うので、耐震改修というだけでなしに、改修することによっていろんな大工さんの仕事なり建築業者さんの仕事なりが確保される、そしていろんなほかのところへも波及効果がいくようなということで、非常にこれ、那賀町というのか、その地元の業者さん、また地元の商店さんに波及していくような仕事なので、是非そういった経済効果も見越してこれを進めていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○大澤夫左二議長 新居敏弘君の一般質問が終了いたしました。

次に清水幸助君を指名し、発言を許可します。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 議長の許可を得ましたので、早速質問に入りたいと思います。

まず最初は、最初の質問ですが、我々議員は行政のチェック機関、行政の執行に対するチェック機関としての務めが大きいものであります。また、そればかりではなく、今後のまちづくり、またこれからの諸事業に対しての提言・提案等をしていくのも、我々の大きな責任だと思っております。

昨年の暮れだったと思うのですが、インターネットを検索していると、全国のある自治体では「新年度予算要望書」というのを12月議会終わりまでに提出し、いろんな議員からの要望、議員は町民の声の代弁者として、この議会において行政側にいろんなことを進めてほしい、こんなことをやってほしいと言える立場が議員だと思っております。それで、この新年度予算要望書というのは、いろんなまちづくり、また事業なんかはできるだけ早く取り組んでほしい、行政側に取り組んでいただきたいということもあって、我々が理事者側に要望するのはいつでもできるのですが、予算が決まるのは、この9月頃から事業認定、概算要求とかヒアリングとか事業認定、予算付け等をして、1月前期ぐらいですかね、それまでにして、来年度の新年度予算として進められていくものだと思っております。その期限が12月の議会終わりぐらいまでだと思うのですよね、期限がね。

ある議会では、議員の務めとしてこの新年度予算要望書というのを提出し、そして来年3月の3月議会当初予算において、我々が要望した事業が予算に散りばめられているかどうか、認められているかどうかを一般質問等またほかにも直接理事者側から答弁いただくと、このような大きな意味のある1つの議員の務めでもあります。

今まで僕自身も知らなかったし、恐らくこの我々の仲間の方も余り知らなかったのではないかと思うのですが、町長にはこの新年度予算要望書というのをどのような見解で受け取られておられるでしょうか。まず答弁をお願いいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 清水議員さんからのこの要望書、昨年1月だったですかね、1月31日付で総務課の方で受付をしていただいて、私の方にこの要望書をいただき、内容を検討させていただきました。確かにこの9項目ですか、この要望を見せていただき、これらに対する私どもの取組と一致する点もございませし、ちょっとなかなか難しいなという点もございませ。私としては、それなりに検討はできるだけ努力はしてきたつもりでございませ。

そういったことで、これ1点1点お答えということでしょうか。

(清水幸助議員「いいえ。」と呼ぶ。)

そうでないですね、はい。そういうことで、今後にもいかしていきたい、努力をしてまいりたいと思っております。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 今町長の方から答弁をいただいたように、実は去年、知ったのが、気が付いたのが遅かったもので、もう1月の終わりというとんでもない、予算にもとても間に合わん時期に一応提出させていただきました。

ただ、ここのこのケーブルテレビを御覧の町民の皆様には是非お伝えしておきたいことは、このように我々議会側は、少しでも事業を早くしたい、町への要望をしたいというような事柄は、要望書なり提出するという機会がいっぱいありますので、是非この活動を利用していただいて、我々に声を届けていただきたいと思ひませ。

それともう1点、今町長に要望書をまがりなりにもちょっと提出させていただきましたのですが、1つだけまだどうなっているのか全然分からない要望が1つあったのです。それは、僕が3年前議会に参加させてもらって、初めて質問させてもらった多機能型の施設なのですね。障害者用多機能型施設、これはもう5年も6年も前ですかね、町民の方から「清水君よ、わし、生きておるうちは子供の面倒を見られるけど、この子の将来のことを思ったらどうしようもない。死ぬにも死に切れん。なんとかしてくれんかな。」というようなことを言われたことがあるのです。それがずっと頭に残っておりました。そして初めての一般質問でさせてもらったのです。そのときに提案もしました。多機能型の施設を作っていただきたい、何とか考えていただきたい。町営でもいい、またNPO法人の施設でもいい、是非考えていただけないでしょうか。

それから3年たちました。いまだに何ら答弁はないのですが、なぜ多機能型、障害者用多機能型施設が欲しいかというのですね、この那賀町にも大勢の該当の方がおられます。また、そして面倒を見ている親御さんたちもかなり年を取られました。自分の身になって考えてください。自分の子供が、もし自分が先立ってしまったら、この子供は一体誰が面倒を見してくれるのか。町外にあるじゃないか、だが町外の施設はある程度分からない。問題が起きているところもあります。現在裁判にかかっているような施設もあります。また、この広い那賀町において、遠いのです。他への施設はね。年老いた親が施設に顔を出そうと思っても、通行もできない。何とかこの広い那賀町に小さくてもいいからちっこくてもいいから、是非作っていただきたい、何とか考えていただけない

でしょうかということをお願いしたのです。

じゃあ、その施設、最初からでかい施設を造ってくれなんて言うのじゃなくてね、最初はちっこくてもいい、小さくてもね。10人ぐらいが、いろんな機能を備えた施設ですから、例え1億円なんかでもこの75%ぐらいは補助でやってくれると思うのですね。実質町が負担になるようなお金というのはすごく小さいと思いますし、もしその施設が良い施設であるならば、事業を大きくしていった大きな雇用にもなってくると思うのです。ある半面ね。

考えてください。今、特別養護老人ホーム、町内に大きいのが4つほどあります。去年も多機能型として中山地域にふるさと那賀ができました。他にも町営として2つ・3つほどあります。この特別養護老人ホームというのはね、我々の親戚の方、また我々の親族の中にもおるように、ものすごく必要不可欠、求められている施設だと思います。だから、増築していくことには何ら反対もないし、いいなと思うのです。また、我々自身がいつその施設に入らないといけないか、そういうこともあってね、我々のための施設でもあるわけで、決して批判しているのではないのです。

ただ、我々に直接関係ないその障害者たちのことは放っておくのか。この狭い那賀町に6か所もあってね、高齢者施設があって、その知的障害者施設は何もない。親の気持ちを考えて、何とか考えていただけないか、このようなことで質問させていただいたのです。その答えがまだ3年もたっても出てないもので、もしよろしかったら要望書の1つとしての答弁を是非お願いしたいのですが。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 この要望書の5点目にもありますが、「3種障害者と家族の方が安心して暮らせる環境を作り上げること」、このことだろうと思うのですが、視覚・聴覚・言語、この障害を持たれておられる方、那賀町にも確かにおいでます。

これらにつきましては、いろいろと私も私なりに県との相談とか、いろいろな機会がある度にお尋ねもしてきましたが、日赤（徳島赤十字病院）の改修・新築、大きな病院の改築に併せて、それらに関連する障害者施設もかなり充実をされております。お子さんを預かる施設あるいはそれらの対応する療養器具、以前とはかなり大規模的に施設拡充をされております。それができて、その内容等また受入れ態勢等について、その後においてまた町独自ですべきかどうかということについては、これも県ともいろいろ相談をしてきたのですが、一応そこで県下で各自治体で、自治体独自でやられているというところはかなり、私も余りないように思います。

そういったことで、できるだけそちらの方をお願いをしたい。これは専門の知識を持たれた方あるいはその療養器具等かなり整備をされているとお聞きいたしておりますので、そこら辺と我々としても御相談をさせていただきたいと思っております。

確かに、清水議員御指摘のとおり、町で独自にやるという方法もあろうかと思えます。これらについては、今後においてもっと検討をしてみたいと思っております。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 いつだったか、副町長がチラッとね、「ああ、清水の言っておったあ

の施設、何とか考えないといかん。」や言うてチラッとこぼしてくれたことがあるのです。是非前向きに検討いただき、早めに何とか答えを出せるように頑張っていたきたいと思います。

次の質問に入ります。

今、もんでこい丹生谷がボランティア活動を中心として、かなり大々的に広く大きく浸透して活動されております。今年で4回目になるのかな。大阪に行かれたり東京に行かれたり、また今回は東京なのかな、行かれると思うのです。非常に僕は町民の意識発揚、この活動をすることによって、我々自身がこの那賀町を何とか守っていきたい、何とか育てていこう、おい、帰ってこいよという気持ちで、非常に有意義な活動だと思っております。

ボランティア主体になるのですが、是非頑張っていたきたいと願っているのですが、町民の中にはかなりの方が「いや、こんな活動は意味がないのではないか。こんな活動をして帰ってきたって、もんでこいと言ったって仕事もないし、また引っ越ししてしまうのではないか。」このように懸念して、それだったらこんな活動は意味がないのじゃないかという声もかなりの方から聞こえてくるのです。

僕、1つ行政の方にお聞きしたいのですが、那賀町に帰ってこられ、戻ってきた方々を本当に面倒見られるのかどうか。いろんな面、仕事のこともあるでしょうし住むところもあるでしょうし、いろんな面、ソフトの面・ハードの面、いろんな面で面倒を見なきゃいけないと思うのですが、行政にとって本当に大切なのは、我々ボランティアの住民が一生懸命活動していることに応えるということは、帰ってこられた方を完全にフォローできる、その体制を作り上げる、これは難しい問題ですけどね、それができんかったら、もんでこいの活動を胸を張って後援しているとは、僕はとても思えないのです。

僕自身、20数年前にこの那賀町に帰ってきました。若い男盛りのときをこの丹生谷で過ごさなかったことによって、その仲間・地域の方、溶け込めずにもものすごく疎外感・孤独感を感じておりました。そのように、ソフト面においても、もし帰ってこられた方々には、我々ここに住んでいる人間には分からない、いろんなつらい問題がいっぱいあると思うのです。それらを置き去りにしてもんでこい活動をわわぁっとお祭り騒ぎをしたところで、やはり肝心の行政がフォローできるという体制を作らなかつたらいけないのじゃないでしょうか。

先進的に取り組まれた鷺敷地区の阿井ヴィレッジ、50区画のうち39区画入居されまして、新しく那賀町の住民になられた方はいっぱいおられます。また、ほかの地域にも那賀町の住民になられた方はいっぱいおるのです。1人1人が僕と同じようにいろんな悩みごとをもっているのじゃないでしょうか。もんでこい活動をするのであれば、してほしいのです、それと同時に行政にはフォローできる体制を確立しておいてほしいのです。現在どうなのでしょう。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 もんでこいの活動につきましては、以前から何回か質問もあって、私の方からも答えたりしておるのですが、基本、ソフト事業としていろんなと

ころに呼びかけていく、そしてこういう活動をすることによって、町民なり全体の中に契機付けをするという意味合いを持って活動をしております。

定住促進なりっていう活動については、町も今までもずっとやってきておる、その中でなかなか成果が出てこないってことはあると思います。ですが、この活動を皆さんに理解をしてもらって、今後子供たちが、これからやっていく中で、子供たちが外へ出ていかない、那賀町に残りたいという方向に持っていくということも考えて今後活動していきたいと思っております。

その他の定住促進に伴う施策ってというのは、当然行政は行うはずなのですが、それよりもまたこういう機会を設けて、こちらへ帰ってきていただける方の心意気を期待して、帰ってきて何とか生活していきたいという方も多分出てこられると思うのですね。そういう方もひっくるめて、当然行政としてはお話し、これからも施策を練っていかざるを得ないと思っておりますが、すぐにこれ以外の形の中で、全てを網羅した形の中で町が全て受け皿を持って帰ってきた方の面倒を見るという話でなしに、帰ってこられる方も十分覚悟を持っていただいて帰ってきていただきたいし、我々のソフトの活動については、直接帰ってくるっていう方について声掛けもするし、現在残っている方々、これに参加していただいている方々から輪を広げていってもらって、町民全体の中でふるさとに残っていただいて頑張っていたくということも含めて、今後の活動にしていきたいと考えておりますので、非常に難しい話なのですが、全体的な施策については今後1つ1つの問題を取り上げながら解決していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 今、担当課長から申し上げましたとおり、ソフト事業のみでなかなか対応といいますか、効果が見えてこないというのもこれは事実です。しかし、これに併せて町としてもやはりここに住んでいただく、那賀町で生活をしていただく方、これがやはり定住の原点になろうかと思っております。

しかし、やはり住んでいただくためには働く場の確保が必要です。幾ら、いろいろとこれまでも子供さんあるいは結婚祝い金、そういったことで支援、これは一時的なものであろうと思っております。やはり生活の基盤となる、やはり働く場・雇用の場の確保、これが一番重要になってこようかと思っております。そして住む場所です。

そういったことで、今後においてもこのことに最善を尽くしてまいりたいと思っておりますが、これまでもやはり行政としてできる対応策、救急隊の設置、これについても昨年度10名、今年また7名という採用をさせていただきました。役場職員の行政職員につきましては、これは限界がございまして、それぞれ退職された方の補充とかそういう面で対応しておりますが、昨年度の救急隊については、これは大きく職員が雇用の場として昨年と今年で17名という、そういう採用枠になっております。

また、今後におきましては、やはり先ほどから問題になっております森林の活性化センター、これらをやはりもう少し協力体制を構築していくためには、人材確保ということも必要でございます。そういった点についてもやはり働く場、また林業の現場で働いていただく方の対応を進めてまいりたいと思っておりますし、また相生延野地区に建設させ

ていただきました家賃でその住宅をその方々個人のものにしていただくと、やはりこういう施策も必要だろうと思います。

そういったことを今後また進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願い申し上げます。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 難しい問題は是非一生懸命取り組んでいただきたいと思います。ただ、定住促進政策も考えている、いろんなことも考えている、ハードもソフトも何とか応えていこうと思っている、だからもんでこい、帰ってきてほしい。僕、それでは濟まないと思うのです。せっかく帰ってきた人、今まで町外から中に入ってきた人、「那賀町はこんなのか、裏切られたな。」こんな気持ちを持たれたとしたら、一生懸命もんでこいって活動している町民の方たちを裏切ることになるのではないか。那賀町って何を目的に頑張っているのか。安心・安全で、住んでいて本当に、ああ那賀町に住んで良かったなと思える町にするのが行政の、町長の大きな目的だと常に聞いております。それから思うと、もんでこい丹生谷を後援する以上は、徹底的なフォロー、この政策を前面に打ち出さんかったら、考えんかったら、果たして本当に戻ってこられるのか。これが一番大きい問題だと思うのです。

なぜこういったことを言うのかということね、実はもうかなり先日なのですけど、阿井ヴィレッジにもう20数年前に入られた方から相談を受けたのです。「我々は、那賀町はいいところだと聞いた。いろんな厳しい条件もあった。だけどこの阿井ヴィレッジに入居させてもらった。ところが、全然聞いていた話と違う。」

詳しい話は今回この場ではしませんが、しませんが、その人はものすごく失望しているのです。

「今後阿井ヴィレッジの残った11区画か何かを何とかする、またいろんな調整ごとに関して、何か協力したい、全然考えられへん。私が住んできて20年余り、行政から1回の相談もない、何のコンタクトもない。これでいいのですか。これで町のことに協力できますか。町が何か言うてきたって、私は何もしませんよ。反対しかしませんよ。」

新しく那賀町に夢を持って帰ってこられた、また入居してこられた方、その人がそんな気持ちになるのであれば、もんでこい丹生谷で一生懸命頑張って帰ってきた方、裏切るのじゃないでしょうかね。なんだ……。僕はそんなことだけは絶対に避けて欲しい。それがもんでこい丹生谷を企画している担当の、また町政の大きな責任だと思うのです。是非、この阿井ヴィレッジに限らず、帰ってこられた方とのコンタクト、何かありますか。これを頻繁にする、それを是非確約していただきたいのですが、町長。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 阿井ヴィレッジに入居されています方、旧の鷺敷町時代に来られた方だと思います。やはり、その方々の御意見も直接お伺いしないと、内容的なものについては私どもも直接分かりませんが、十分御意見をお伺いしたいと思っております。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 是非よろしく願います。

次の質問に入ります。行政は、いろんな事業を行い、また建物を建てたりするときは、将来の人口の推移等を見ながら何十年か先の推移を見ながら事業を進めていくものだと思っておるのです。何と云うのですかね、費用対効果のない事業をやっても後々問題視されるだけですからね。

我々は、この那賀町は、よく行政側の説明では何年後に、10年後・20年後に人口が半分になるぞとよく言われるのです。だけど、我々が一番考えなければいけないのは、いかに人口に歯止めをするか、人口が減っていくのをいかに減らすか、また新しく入ってくれる人をいかに進めるべきか、これが一番大きい問題だと思うのです。四国羅針盤か何かでもちらっとやっていたのですが、人口が減ったらこれまで高度成長期に作られたインフラ整備、道路や水道や道や橋、一気にできました。今、老朽化が進んで改修なり建て替えなりが求められておるのですが、人口が少なかったら人口が減っていったら却下される、予算付けできない。今まであった橋がもう老朽化して通れなくなる、これが常態化するだろうといわれておるのです。確かにそのとおりですよ。人口が減って、山の奥にできた橋、これを新築してくれ、改修してくれ、補修してくれと言うたって、行政はやってくれないと思います。特に新自由主義の新しい政権党ができたなら、地方切捨てに顕著になってくると自分は思っております。

そんなときは、やはり行政、一番力を入れていかなければいけないのが、いかに住民をこのまま残ってもらえるか、今住んでいる住民がいかに安心して安全で暮らし、ああ住んでよかったなど、先ほども言われた、町長のいつも言われている言葉、それを実践できるように進めていくのが行政だと思うのです。

その中の1つの問題で、後継者、大きく言ったら後継者、1つは生まれ育ったこの那賀町に、家を守り親を面倒みるために残られた方、男であれ女の方であれ、それぞれ家庭に残られた方、その方たちが結婚もせず、いろんな諸々の条件で結婚できなかった場合もあると思うのですが、ものすごく多い。何とか結婚してほしいなど、今一生懸命頑張っておられるのが、民間ボランティア団体の「縁結びの会」、その方が一生懸命自費を出して何とか縁を結んでほしいと頑張っておられるのです。

だけど、僕には行政がこの大事な問題を一体どのようにしてきたのか見えないのです。一番取り組まなければいけない問題を放置してきたのではないか。自分ではそう感じるのです。そこら辺り、町長、どんなのでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 行政は全然知らんぷりというような御意見ですが、町としては、行政としてはできるだけ御支援をさせていただいておりますし、事務局的な形での支援、あるいは活動費に対する御支援もさせていただいております。いろいろな名簿等そういう関係についても、町として可能な限りの支援をさせていただいております。

清水議員さんの御指摘の中に、これ私の想定ですが、他の自治体ではそういった課を作ったり部署を作ったりというところもございます。そういう対応までやれという御指摘なのか、それもあろうかと思いますが、将来的にそういうことがやるべきときがくれ

ばやるようになるかも知れませんが、今は活動していただいている皆さん方、本当に一生懸命活動していただいておりますし、これまでの効果といいますか、成立された方、もう10数組だったと思いますが、そういった結果も出ておるということで、非常にその活躍をされております会員の皆さん方に、敬意を表したいと思っておりますし、町としてもそれらの活動については今後においてもできるだけ御支援はさせていただきたいと思っております。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 確かに言われるとおりだとは思っています。だけど、これは飽くまでも民間ボランティアを中心とした縁結びの会を後援しているということであって、行政が主体となっているいろんなことを取り組んでいるということにはならないと思うのです。行政が中心になって取り組まんで、果たしていい問題なのですか。

1つ、これはただ縁結びだけの問題ではないと思うのです。この問題の中には、結婚したかったけどもう大層やな、いろんな収入面とかいろんな問題でもう結婚を諦めた、結婚したくないと、もうせんでもいいと。その方たちは1人ですね、ずっと1人です。じゃあ、その方たちを放っておいて、いつまでも放っておいていいのか。これも大きな問題なのですよ。

結婚することだけを目的に進めるのじゃなくて、今現在1人で暮らしている方たちを何とかバックアップできる体制、これも一緒になって進めていくのが行政でないのでしょうか。それぞれが、今現在1人でおられる方、それぞれが助け合ったり協力し合ったり、一緒ですね。相談し合ったり悩みをいろいろできたり、それから一緒に楽しんだり、将来を、その中から将来を一緒になれるというようなこともあるかも知れませんが、現実に1人でずっとおられる方というのがものすごく多いのです。縁結びするだけじゃなくて、彼らが、その方たちが「ああ結婚しなかったけど、那賀町に暮らしたことによって、那賀町におるから那賀町はいい町だった。結婚せんかったけど、それなりによかったよ。いい町だったよ。」と言われるようなシステム、体制、施設、そのようなものに取り組む必要があるのじゃないかと僕は思うのです。

例えば、今最近よく言われている、最近事故を起こしたシェアハウスですかね、シェアハウスとは共同集合住宅みたいな形の取組なのですが、これもそれぞれの方たちがお互いに助け合って余暇を楽しむ、一緒に旅行したりする、そういう施設ですね。そこまで取り組んでいってこそ、那賀町はいい町だったと思える政策になるのじゃないでしょうか。

僕は、もっと行政は真剣にその面に取り組まなければいけないのじゃないかと常に思っております。そのためにも、町民の公僕たる公務員さん、那賀町には300名ほどおります。ちょっと過ぎた提案になりますけれど、300人それぞれの方にレポートを提出していただき、この問題にどう取り組むか、行政がどう取り組むべきかレポートを提出していただき、その中から多くのヒント、多くのヒントを行政がもう一度検討し、大きな対策を早急に何とか立てていただきたい。そのぐらいしなかったら、この人口の歯止め、とてもじゃないけど那賀町は生き残れない大きな問題になると思うのです。

町長、いかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 職員さんからのレポートも含めてということですが、うちの職員、那賀町の職員さんからは、年に1回は自己申告の欄にそういった提案も書いていただいております。確かに素晴らしい提案を書かれておられる職員もごございますし、これまでも採用をさせていただいた職員さんもおいでます。

確かに清水議員さんの御指摘、非常に難題といえば難題、かと言うて、それを全てそんなものできんわということではございません。やはりそういう重要なことですので、これらについても我々としても最善を尽くしていきたいと思っております。町としても、やはり今後人口減少は那賀町だけではございません。やはりそうした中で、その人口減少をどういった形でできるだけ食い止めていくかという方策については、常に頭から離すことはできないと思っております。

そういったことで、今後においても、いろいろと御意見・御提言をお願い申し上げたいと思います。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 町長からの心強い答弁をいただき、安心しました。是非実のある1つの解決策を考えていただきたいと思います。

本当は、4つ目にこれからの基幹産業について答弁いただきたかったのですが、時間も時間ですので、また次回に質問させていただこうと思っております。

どうも、質問を終わります。

○大澤夫左二議長 清水君の一般質問が終了いたしました。

ここで、少し早いのですが、午後1時まで夕食のため休憩いたします。

午前11時50分 休憩

(休憩中、平川恒建設課長退席)

午後01時00分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

5番目に久川治次郎君を指名し、発言を許可いたします。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 議長のお許しをいただきました。行政に対する一般質問をさせていただきます。

私は、今回は防災の関連と、行政一般として、先日報告書が出されております監査報告につきまして質問をしていきたいと思っております。よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

私、この通告書に、災害時におけるへき地集落のアクセスとか、いろいろな住民に対しての連絡網とか、いろいろなことを質問したいと思っておるのですけれども、へき地

と申しましては、東京が日本の中心であるとしたら徳島は当然へき地に当たるわけで、また那賀町としても徳島を中心として考えてみますとへき地と、那賀町そのものがへき地ということでもあります。したがって、私も阿南の方々と、また小松島、いろいろ町の人と話をするとき、やはり「那賀奥」というふうな表現をされる、大変気になる言葉であります。そういったことで、丹生谷5か町村が一緒になって「那賀町」として出発しました。

最近、非常に世間では前回の大地震以来、東南海・南海、いろいろ南海トラフとか何とかいうふうな言葉で表現されて、地震の災害に対しては非常に皆さん敏感になっておられ、美波町とかあちこちを見ますと、防災の標準をですね、全部見直して全く違った方向で災害に対して防災をしているというふうな状況がありありと見られております。中でも、もし南海トラフが発生しますと18mの津波が押し寄せるとまで言われており、大変海岸部では緊張した面持ちで住民の方が日夜訓練とかそういったことに従事しておられる姿がよくテレビで見かけられます。

そういった中で、那賀町としては、私も従来防災についてはいろいろ勉強もし、体験もしてきました。私の住まいするところは、標高360m余りあります。眉山の頂上とまずやや似た高さになっておるところでございます。私もこういった職業柄、また自分の趣味も兼ねてよく山に登ります。丹生谷を山から見ますと、1本の大きな那賀川が流れており、その周辺をずっと道路が通っている。その道路の傍に、少しの平地に転々と住居がある、そんなような印象を今でも持っております。ですので、この地震や災害において、津波ということに関しては余り我々に関心がないと言ったらおかしいのですが、余り自分の身に降りかかってくる災害とは捉えにくいと思っております。

しかしながら、その逆として、平成16年の災害を私どもも受けまして、いろいろ皆さんにお世話になったのですけれども、その直後に中越地震という大きな地震がありました。山古志村です。全滅いたしました。私はその災害が頭から離れることができないのです。ですから、議員となりましても皆さまと共にですね、中越地震を目の当たりにして、またその復興もされておると、そういったところに非常に興味を持って幾度か進言をしたことがあります。しかしながら、今日に至って、幸いと言えは幸いなのですが、そういった大きな地震がないということで、胸を安堵しておるところでございますけれども、この30年内外には必ず大きな地震が来るというふうに報道されておりますので、やはり町としてもいろんな対応策を考えるべき時期でないかと、このように思っております。

まず、そういったことで見てみますと、那賀町にはやはりへき地といったら語弊があるのですけれども、国道が中山から四ツ足までずっと抜けております。それに木の葉のごとく枝のごとく、いろいろな谷々があります。そういった中で特に心配しておりますのが、木頭から言いますと、木頭とか相生竹ヶ谷のあの路線ですね。それから上那賀に行きますと菖蒲谷、木頭では蟬谷、木沢の岩倉、それから木頭の中谷、それから林谷また谷山と、数えるだけでもすぐに谷々の数があるわけなのです。そういった現状をですね、課長さんなり町長は執行部として御存じだろうか。これはね、防災の上ではね、地理を知るということはまず第一なのです。

そういったことで、先日ちょっと防災の方で課長に面会に行きまして「私ごとで恐縮

なのですけれども、上那賀地区で谷山という土地があるのですけれども、行ったことがありますか。」と聞いたのです。課長、さすがに一度行きましたという話しでした。「大変なところですね。非常に道が狭くてね、なかなか、行けばなかなかいいところなのですけれども、なかなかアクセスが難しい。そういったところもある。」先日そういったこととお話をしたり、ちょうどこの間の豪雨には、その上那賀日和佐線という県道があるのですけれども、崩落をいたしまして通れなくなりました。地域の人が日野谷のお医者さんに来るのにですね、幸いにして大越の方、日和佐の方に抜ける林道とか県道があるのですけれども、たまたまそれが通行できたということで、谷山から山を越して、「胴切」というのですけれども、それを越して日和佐に回ってそれで相生に来て治療を受けたというふうな話をされておりました。非常にこれ、住民にとっては本当に厳しい生活条件の中で生活をされておる、こういう現状があるわけであります。

問題として思いますのは、そこも谷山だけではないのですけれども、そういった地域地域に長い谷あいの部落・集落があるわけなのですけれども、災害時にはですね、私も経験しておるのですけれども、もし崩壊があって電線が切れたならば、携帯電話なんかは一切通じません。そういったことで、どういうふうな連絡を取るのかというふうなことで、上那賀時代には消防団の方にアマチュア無線の会を町で立ち上げていただきまして、そしてそういった連絡をしようじゃないかというふうなことをしました。今後、聞きますとそういったことも話題には乗っておるのですけれども、ちゃんとした確立した制度として残すべきじゃないか、対応すべきじゃないかと私は思っておりますので、その点の事情を課長にお聞きしたいと思えます。

それにですね、もう1つ追加いたしまして、救急隊というのですかね、これは先般していただきました。そこへ行っていろんなことも聞いてまいりました。災害時に、また救急時にですね、ここの救急隊の出動を今しましょう、出動しました、で、北川の日和田というのですか、四ツ足のトンネルまで、あれまで何分で行くのかと。計算しましたら30分以内では必ず、30分弱というふうなことでございました。では、岩倉までは何分で行けるのか、そしてまた、今申しました谷山という地域までは何分で行けるのかというふうなことを聞きますと、およそ30分ぐらいでは行けますとは言うのですけれどもね、隊長そのものが谷山に行ったことがないのですね。行ったことがないのに時間が分かるわけがない、何分で行けますやいうて。

やはりそこに、防災の上においては那賀町の地域を、地区をやはりそういった地図の上だけじゃなくて、やはり自分たちの守らないといかん財産・生命・住民の命なんかは、こういった係の課の人は当然こういうところを調べていただいてね、地図だけじゃ駄目なのですよ。自分で歩いて行って、どういうふうな時間がかかり、どういうふうな道なのかというふうなことを十分認識した上でね、活動してほしいのですよ。案内役が要るような救急隊では困る、またそういった行政でも困ると思うので、是非とも課長には今後時間を作ってですね、全町くまなく歩いていただいて、そして先ほども聞きますと防災マップというものもあるということなのですけれども、今後こういった事情の集落ですね、災害が起きますとすぐに道路が通れなくなるとか孤立してしまうのですよ。そういったところの対応というものを是非ね、お聞かせ願いたい。今の現状とどういう対応をしていくのか、そういったところをまずお聞きしたいと思えます。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 それでは、久川議員さんの御質問にお答えいたします。

防災、私4年目になります。那賀町は本当に広い町、合併して広い町になっておりまして、3分の1、県でも大きい町の1つです。そこでですね、本町には集落は116集落ありまして、116のうち単線で町道が差し込んでいるっていうか、そういった集落を孤立する集落というのですが、35集落あります。この35は飽くまでも国道と県道とが生きての話で、それから差し込んで孤立する集落というのが35なので、大きい国道とか県道とかがまた崩落しますと、また違った数になってきますので、取りあえず35集落というのを注目しております。

35集落の中身についてはですね、一応県の方から調査をしていただいて、その集落の状況ですよ、世帯が何ぼあるとか、入り口はどういったところにあるとか、国道はこういう状態にあるとか、アクセスについても一応写真なり何なりで撮っていただいて調査をしていただいて、その資料を防災の方にいただいております。これは35集落、全てにわたってしております。

それでですね、そういった孤立、どこで起こっても不思議でない町と言ってもいいほど孤立する恐れがありますので、孤立対策については合併当時からずっと防災を担当されておる課長さんからの引継ぎがありまして、いろいろな対策がなされております。特に平成16年災害の災害を受けて、それを復旧するまでの間は非常にやはり対策を練らないとあかんということもありました結果と思えますが、取り組まれておりまして、1つはですね、全町、一応ケーブルは、ラインの方はケーブルさんの方は全部入っております、これが当然災害によって途絶する、線が切れて途絶するというのもあってですね、地域の情報を得るために防災無線を活用したですね、固定系と移動系、先ほど言われました移動系というのは車に、モービルに積んだアマチュア無線ではないのですが、行政無線です。そういったものも配備しており、消防団の車両に搭載しておるようでございます。

それとですね、いろいろな手段を構えておかないといかんということで、こういったものも途絶する可能性があるということで、先ほど言われましたアマチュア無線ですね、そうした免許取得の講習なんかをして免許証を持っていただいて、住民さんにアマチュア無線機を備えていただいております。ただ、携帯電話が普及しまして、そういった無線機の方がちょっと遠ざかっていっている傾向にはあるのですが、保持して使われておる人も結構おりまして、そういったグループを組んでいるみたいでございまして。そういったアマチュア無線も、今後はそういった連携ですかね、体制が取れるようなかつちりとした体制づくりが必要かと思っております。

それと、町といたしましては、前にも述べましたが、各支所間のNTT回線が切れますので、それに対応するのに衛星携帯電話、または衛星の固定系、これは県防（徳島県防災システム）の方なのですが、県のシステムを使った連携を取れるようなシステムとしております。あと、電源確保につきましては、そういった機器については、今後庁舎を改修していく上で一緒に備えて、電気が途絶えても対応できるようにしていきたいと思っております。

特に、今、四国電力さん、電気関係については、孤立した集落、先般、先ほど言われました集落については、線が切れて電気も電話も通じなかったので、即座に電力さんが発電機を持って電気復旧に対応していただきました。それと、NTTさんにつきましても、衛星の電話を引いて持っていただきまして、1か所で電話は取れるような体制は、先般は取れた。1日はかかったかも分かりませんが、途絶してから。対応は聞いております。

特にそういったところに体の不自由な病弱な方がおられる場合、特に大変なのですが、そうした方に対してもそういった調査なりの中にそういったものがあれば、即座に対応がきくような体制づくりが必要かと思っておりますので、そういった県からいただいた調査等踏まえてですね、町の庁舎のこういったような地図に全部落としていきますので、中身もカード状にして孤立対策としてこういう、中の状況は丸秘ですが、一応担当課と関連したところでは持てるような体制づくりは今後進めてまいるようにしております。

〔地図提示〕

以上がそういった、全部ではないですけれども、あとそれとヘリポート等からの落下ですね、食料とかを落とさせていただくような地形も、今後は位置的に孤立する集落についてはできるだけ御協力いただいて、用地なんかは提供していただくのであればですね、そういったところにはやはりヘリポートは必要かと思っておりますので、確認なりは今後も言っていただいたらさせていただいて、仕事を進めていきたいと思っております。

以上です。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 担当としてはいろいろ施策なり対応をしていただきよるという話でございましてけれども、こういった対応策がですね、やはり住民に周知されておらない。要するに、先ほどちょっと申し上げましたけれども、地図の上だけで分かっておっても現状はちょっと違うというふうなところもありますので、そういった点をまた今後対応していただきたいと思っておりますし、今ちょっとヘリのことでお話もあったのですけれども、この間ちょっと課長とお話をしたときにですね、那賀町の全図の中にヘリポートがこれだけあるのですよってというふうな形で地図をいただいたのですけどね、これ。

これを見るのは私も初めてだったので、わあ案外あるのじゃなと思ったのですけれども、なんせ那賀町というのは膨大な面積がありますので、これ、ここに掲げてあるのは17か所ですね。プラスそれで今回ドクターヘリの関係で、あそこのあいあいらんどの方でヘリが着くということになりますと、確かにそれはありがたいのですけれども、反対はしませんけれどもですね、これを見ますと、相生中学校グラウンド、平野、ここに日野谷グラウンドというところがあるんですね。ありますね、日野谷グラウンド。これは小学校の方でというと、すぐ横にこれはできるわけなんじゃね。あいあいらんどということは、何m、何mというか、どればあも離れておらんわな。施設としてこしらえていただくのは大変ありがたいので、私も反対するつもりはないのですけれども、できましたならばこういったところはあるのですから、またいろいろ要望も来ておると思うの

ですよ。特に先ほどのそういったことで孤立するというような地域には是非とも必要なじゃわな、これ。ほやけん、木頭では分校、木頭中学校のグラウンド、木頭北川のグラウンドと、ほとんど管理もほとんどこれ教育委員会じゃわな。一応教育委員会の施設ということになって、管理としては教育委員会になっておるような感じの1つのマップじゃわな。

私の友人もですね、ちょうど木頭で病気になりまして、ヘリコプターで迎えに来てもらってもう本当に九死に一生を得た、もう大変ありがたかったと言うて常に申しておりますし、やはりこういった孤立したりこういう那賀町の地形から見ますとですね、やはりドクターヘリ等々の出動にはですね、是非とも町こぞってお願いして、町長も先頭に立ってお願いしていってもらいたいと思います。これ、岩倉にもありますし、木沢の風車というのですか、あの広場にもあります。17あります。

しかしながら、やはりこれだけでは完全とは言えないので、是非ともお願いしたい。特にそういった谷入りのところは道が狭いしですね、さっきも言ったように崩落なんかがありますと孤立してしまう。そういった中で、住民だけじゃないのですね。そこに林業に従事している人とか林道を付けている建設業の方、いろんな方がこういった幅広く散らばっているわけで、このグラウンド近くにおる人だけではないのじゃわな。ほやけん、できることならこの上那賀地区へはそういった何と言うのか、丈ヶ谷のヘリポートのように埋め立てて、（聴取不能）のことで埋め立てができたぞ、その上にヘリポートを1つ作ろうでないかというふうな形でですね、今回の何にも6,700千円ぐらいですか、予算。そういったことで、そんなにセメントと、条件もあるのだろうと思いますけど、それほど経費はかからない。

そういったことでですね、やはり今後30年以内に起こると言われております大地震に向けてですね、やはり那賀町としての1つのメインじゃわな、目玉じゃわだ。見えるような形で、住民に見えるような形で防災をやっておりますというような形でね、やってほしいと思いますし、このヘリポートの増設につきましては、課長、どういうふうな見解を持っておりますか。これでよいと思っておりますか、それともどうかと思えますか。

よろしく申し上げます。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 失礼します。ヘリポートについてはですね、今の数ではやはりまるで足りないと思っております。どこでおっても一応降りやすい場所というのはあると思うのですけれども、数に限ってはやはりもう少しあった方がいいと。

それと、常時ヘリポートが降りられるような、準備が要るとかそういうのじゃなくして、降りるのにサッと降りられるような、いつも空いているヘリポートというのが要るのでないのかなど。慌てて行って水をまいたり何なりするよりは、やはり常時きっちりとした舗装なりができたヘリポートとしてのやつは、特に山の上流サイドの尾根ですかね、道路がいっぱい走っているのですけれども、スーパー林道もかけてそういったヘリポートは今後構えていかないといかんと思っております。

以上です。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 1つそういったことでね、防災につきましてはですね、那賀町独自の発想のもとでやっていただきたいと思います。それと、防災マップの見直しとかそういう点もあるのですけれども、やはりね、住民に、町民にですね、やはり周知徹底といったらおかしいのですけれども、やはりもっと防災意識を持っていただくような啓蒙活動をすべきじゃないか、このように思っておりますので、その点もよろしくお願いをしたいと思います。

次、2問目の行政一般ということで、先日監査委員の2人の両名から、例月出納検査報告書が議会に、議長宛に提出されておるわけでございます。この件につきましてね、少しお聞きしたい点がありますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

那賀町にとって、先般のあの忌まわしい事件、住民・町民また行政に携わるものとしてどれだけ無念だったか、どれだけ歯がゆい思いをしたか、いまだに忘れることはできません。その中でですね、やはり坂口町長肝煎りのですね、監査を充実しようということで、ちょうどたまたま私もあの時監査委員になりました。よし、これは町長の肝煎りでもあるし、やはり監査というのは町の運営上どれだけ重要なポストになるのか、これは大変な仕事になるということで、先輩の監査委員と共に日夜勉強もし、視察もいたしました。ある程度の形ができ、監査室という部署も設けていただきました。そして、監査を那賀町として充実していこうというふうなことで、立ち上げたわけであります。その後、私も監査の任を降りました。あと、また2人の監査委員が今現実にやっております。その要綱に基づいてやっていただいております。このように思っております。

しかしながら、私も報告書をいろいろ見せていただきましたけれども、今回の報告書ほど監査委員さんの気持ちが表面に出た報告書はありません。読んでみまじょうか。

「平成24年10月における出納事務について。支出事務における指摘は、先月同様のものとなった。指摘に対する回答についても、本年度4月から半年分をいまだに処理できていないため、件数増大により確認作業の効率が悪い状態が続いている。」うんぬん、こう書いてあります。そして「出納室の事務について改善が見受けられないので、一步踏み込んだ意見にならざるを得ない。」監査委員の方は、こう書いてあります。「毎月、検査時において、再三にわたり出納室長に対し指導や注意を行ってきたが、状況は今までと変わっておらず、出納室の統治統制が全くできていない状況であり、このような状況を継続することは本町の出納事務の失墜につながる。」厳しい御意見です。

私も監査委員を上那賀時代からもずっとやり、また那賀町でもさせていただきました。しかしながら、監査する、そして出納がうまくできている。安心しますよ、町民も。やはり監査がこうしたらどうですか、ああしたらどうですか、意見も述べられますよ。それに順応して、町長はじめ執行部は改善を行って、よりよい出納業務を行うべきである、そう私は確信を持っております。

しかしながら「再三にわたり注意したけれども、できていない。」監査室の方が無理を言いよるのか、それとも行政の方が監査の意見を無視しておるのか。私はいささか

疑問に思うのですね。ここにも、自治法に監査の権限というものが書いてありますよ。199条ですかね。何のために監査しておるのか。

前の事件におきまして、出納室長が最後にストップをかけたら、ああいうものが公然と行われなかったかも分らん。やはり行政の中で出納というのは、家庭でも一緒ですよ、お金を払うたりするところはやはり肝心要なのです。その職員が、その職務が遂行できておらん、監査が書いてある。これは反省を十分にさせていただきたいと、このように思いますけれども、担当室長であります課長に、この辺のところをどう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

○露元邦彦出納室長 議長。

○大澤夫左二議長 露元出納室長。

○露元邦彦出納室長 監査委員の指摘は、大変重く受け止めております。久川議員も監査委員でおられたと思うのでよく御存じと思いますが、以前に日計表の改善とか定期預金の効率的な運用等々につきまして指摘されました。それで、相当な期間がかかりましたが、何とか改善してまいりました。

今回御質問の支出伝票の指摘につきましては、出納室での伝票のチェック不足がありますし、また伝票の不備については各課にその旨の指導もしてきましたが、現在まで指摘の減少に至っておりません。それで、今後はより一層の各課への周知指導をするとともに、出納室でのチェック体制の強化を図って、各課共々監査指摘の解消に努めたいと考えております。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 監査と出納のこのやりとりにつきましてははですね、やはり改善されるころはあるだろうし、また長期にわたっての指導というものもあるかも分かりません。

しかしながらですね、次にここにもう1つ報告書があるのですね。これも先ほどの自主防災ですよ。自主防災組織の整備事業補助金うんぬんの監査をされております。これにもですね、やはり「平成23年度の一部においては、担当者が書類を受け取っているが、補助金を交付していない。」とか「交付決定を行っているにもかかわらず、補助金の交付をしなかった。」いろいろ縷々書いてあるのですけれども、やはり「これらの結果も表すように、職務怠慢としか言いようがなく・・・」というふうな、こういうふうな文言なのです。これは何かと言うと、やはり職員のたるみですよ、町長、これ。

今回の問題、ありました。確かに医療器具のうんぬんも。あれも、それは出納室長、あなたは判を、承認しているので出したのだらうと思いますけれども、やはり最後のチェックはそこなのです、出納室なのです。出納室ばかりを責めるわけではないのですけれども、やはり町全体の職員にもっともっと、やはりちゃんとした職務を遂行していただきたい。気持ちが緩まんように。二度と前のような事件がないようにしないといかんのです。これが町長の1つの成果の希望でもあり、主眼でもあったと思います。

町長のこのことに対する問題、そしてまたこの監査が指摘されておられるようなことができるかどうか、1つ町長自身の考え方もお聞きしたいと、このように思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 久川議員さんの、監査委員さんからの指摘事項、これについての御質問でございますが、確かに御指摘のとおりでございます。私も再三その報告書を見せていただき、内容が2回・3回と同じような内容になっているということに、非常に遺憾に感じたところでございます。

そういったことで、これらの先般の課長会でも、これが数回にわたって同じことを言われるということにはどこに問題があるのかということで、いろいろ私も課長さん方にもお聞きするのですが、やはり、決済事務がかなり多量にわたるという点もあろうかと思っておりますが、ただやはり毎回毎回の同じことということについては、これは量的な問題だけではないと自覚いたしております。

やはりそういったことで、1回指摘されたもの、またそれからこれまでその指導に基づいてマニュアルまで作成をした以上、それらに基づいて各担当課でそれに少し手を加えてチェック欄を設けて、チェックシート、それを付けて回しなさいということ、先般課長会に指示をいたしておるところでございます。そういったことで、それでもできないということはないと思っております。それをやるべく、年明けからそういう体制を取ってまいりたいと思っております。またそれらの数々の指摘事項、そしてその内容によっては、やはりその部署の人事配置、それらも含めて、今後は来年4月以降の人事配置を含めて改善をしてまいりたいと思っております。

そういったことで、やはりこれ冗談ではないのですが、「丸丸でも反省する」というようなこともございます。1回ならまだしも、2回・3回と続くということは、これは対策を講じなければならないと認識をいたしております。早急にその対応をしてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 やはり、この報告書にもありますように、やはり今後の対応については、いろいろと監査委員さんからもこういうふうにしたらどうですかというような改善策も書かれております。こういったことを十分認識した上で、今後二度とこういうふうな報告書の出ないような、ひとつ行政をやっていただきたいことをお願い申し上げます。

○大澤夫左二議長 久川治次郎君の一般質問が終了いたしました。

6番目に柏木岳君の発言を許可いたします。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、お願いします。

私は少子化対策に対して質問いたしますが、新居議員・清水議員の方で一部重なっているところがありましたので、より具体的な部分に関して質問をしたいと思います。

少子化と言われておりますが、教育長と以前お話をしておりまして、50年ほど前、教育長が子供時代にはですね、この丹生谷地域には600名ほど1学年にいたというお話でした。私が小・中の頃を思い起こしてみますと、150人から200人ほどでなか

ったかと思えます。その間の減りもですね、かなり大きいものではありますけれども、現在のですね、出生者がですね、今幼稚園・保育園・小学校の数で考えてみても分かるのですけれども、もうこれ実質的に1学年20名から40名ぐらいの数字になっているということでですね、もうこれは、本当に危機的な状況であるということはもう以前からもうあらゆる方が言及されているのではないかと思えますが、この際ですね、強く新しい価値観をもってですね、新たな政策に転換をいただきたいという観点から質問をしたいと思えます。

今の状況でも非常に厳しいわけではありますが、既に人数が少ないということはですね、友達が少ないということもあってですね、大規模校を選択したりとかですね、それに伴って都会の方に移り住んでいったりしてしまっている家庭もぼちぼち見受けられております。そういったことを鑑みてもですね、これは完全に負のスパイラルということで、二重三重に子供の数が減っていつておる危機的な状況ではありますが、それに対して手をこまねいているわけではないことももちろん存じ上げております。

ただ、私がですね、この議会で席をいただいてから3年余りになりますけれども、その間、少子化対策というのはいろいろな側面がありますが、育児対策・育児施策ということについて特化して話をしたいのですけれども、その3年余りの間ですね、少し改善した点というのが、小学校3年生までであった医療費の無料化、これ先ほど新居議員も言われておりましたが、それが6年生までに広げていただいたということがあります。

しかしながらですね、この部分に関してはもう県下で小学校6年生までというのがですね、一番後ろを走っているような状況であります。もう中学校というのが半数近く出てきつつあるような状況でありますし、阿南市の方もですね、小学校6年生まで引き上げる予定というような話もありまして、この不利な状況の過疎地であるこの那賀町がですね、この医療費の無料化について一番後ろを走ってしまっているような状況ということ、これは国からの補助金等も鑑みながらですね、上げていただけるのではないかとというような先ほどの答弁だったかとは思っておりますけれども、しかし、日本全国ですね、同じような状況で少子化問題が起こっているということであればですね、もうこれは同じような政策をしておってはもう話にならないと思えます。これから那賀町の夫婦だけがですね、どんどん子供を産むわけでもないと思えますし、子供を産んで育てたいという方にこちらに住んでもらうような努力をするためにはですね、よその自治体よりも優遇された政策を出していかざるを得ないということは、もう間違いない事実であります。

この件に関しましては、1年前、長野県下條村に議会また町長も行っていただきましたが、そこでの成功事例がですね、もうてきめんに出ておるといような状況で、昨年の12月にもですね、その施策をですね、是非追随をいただきたいというようなことで質問もいたしました。

もう1つ、那賀町、この3年半で行われている、かなりこれは進んだ取組と思えますが、若者住宅の建築がかなりの戸数されておるといことに関してはですね、非常に評価するところではあります。ただですね、やはり今の医療費無料化の6年生までという部分と若者住宅の戸数の増加という部分のみでですね、これだけでこの少子高齢化に立ち向かっていく、またこの過疎地でありますから、徳島市内・阿南市内よりも不利な状況がたくさんあるわけでございます。これではですね、全く太刀打ちできないという

ふうになっておまして、以前に徳島県内です、育児情報誌を製作され、コンビニ等に卸されておる会社の社長さんとお話をしたところですね、これ知事と交えた対談だったのですが、知事が子育て政策をかなり大々的にPRされていたときにですね、この社長がですね、「知事、そこまで言ってもですね、恐らくもう最近の若い世代は1人当たり20百万円ぐらいの補助金を出してくれないとですね、子供は絶対増えませんよ。」というようなことを育児情報誌の社長は言われておりました。

実際、金銭的な部分だけでない部分が大きいです。やはり女性も高学歴化になってきております。自分自身の人生を歩みながらキャリアアップも重ねていきたいでしょうし、そのためにもできる限りですね、効率的な人生の送り方をしていきたいとかいうようなことも含めてですね、金額と照らし合わせてもですね、多少の補助金等をいただいてもなかなか負担に耐え得るものではないというような価値観から生まれた発言ではなかったかと思えます。

先ほど町長、別の議員さんへの答弁の中でですね、中学校まで医療費をまだ増やしていない理由の1つにですね、ほかの制度で手厚く対応をしていただいているということをおっしゃっていました。1つにはですね、保育園の保育料、これに関しては何ですか、他の町村よりも那賀町は非常に安いというようなことの評価をいただいております。それ以外にですね、何かあれば是非御披露いただきたいと思えます。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 柏木議員さんからの質問にありました、他の市町村と比較して手厚い補助金制度とか施策というような点について、何かということがございます。これにつきまして、まず教育委員会の方でまずトップバッターとして御答弁をさせていただきたいと思えます。

他町村と比較して手厚い、これについては私も重々全てを比較できるわけではないのですけれども、保護者負担の軽減につながる予算措置というのは那賀町は県下でもトップクラスと私は思っておりますし、できる限りそういう施策については町より御理解を得た上で今後とも充実を図っていききたいというように思っております。

その中で、まず小学校費でございます。小学校費では北川小学校の山村留学制度の補助金、これにつきましては、その山村留学の制度があるのは他の町村にもありますけれども、町村が補助金を出しているのは那賀町だけでございます。総額、今年度当初予算で2,640千円の予算計上をいたしております。

それから2番目に中学校、これにつきましては2点。部活動補助金、これにつきましては、スクールバスを活用しながら、部活動の補助金に対して2,864千円の補助をいたしております。2点目は、特色ある学校づくり補助事業ということで、それぞれの中学校の2年生を対象にした特色ある事業に対して補助金の交付をいたしております。驚敷中学校は音別交流、相生中学校は平和学習、上那賀中学校は人権学習、木頭中学校は職業体験学習、それらの予算に3,900千円の予算措置をいたしております。

3点目に、小学校・中学校共に実施している事業でございます。まず1点目がふるさと学習でございます。これは那賀町のそれぞれのふるさとを大切に、また学ぶということを行っております、その事業費が小・中学校合わせて724千円交付をいたして

おります。それから2点目、準教科書用図書保護者負担の軽減ということで、小・中学校合わせて1,030千円の補助をいたしております。3点目、那賀町を愛する心の育成の事業ということで、小学校4・5年生、中学校1・2年生を対象にした弁論大会、それから小学校6年生を対象にこども議会を実施いたしております。そして中学生の優秀者はオーストラリア・ケアンズへの海外語学研修への派遣、小学生の優秀者につきましては沖縄の海洋体験セミナーなどへの派遣、そういうようなことを実施しております、それらの事業費で2,500千円予算措置をいたしております。

これらにつきまして、いろいろ次のことも考えておるのですけれども、来年度はこの弁論大会に出場した小学生のうち、優秀者を対象に2泊3日程度の国内リーダー研修、これをしたいなということで、現在町長さんとお話をしているところであります。内容としては、夏休みに国立青年の家を利用した防災教育とかそういうようなので、野島断層、神戸人と未来防災センターの研修、そういうようなものを組み合わせた中のリーダー研修を是非してみたいなというような思いもあります。

それから、次に4点目、地元那賀高等学校生徒への支援事業、魅力ある那賀高等学校を作るための事業に予算措置をしております。県立高校への市町村からの予算措置というのは、これは那賀町だけしかございません。那賀町につきましては、是非地元高校を存続させたいということで、事業費を予算措置いたしております。これらの教育振興費で本年度4,500千円、それから児童・生徒の通学費の補助につきましては1,080千円、那賀菊寮の運営費で1,800千円、計7,380千円を予算措置いたしております。過去には、平成22年度に那賀菊寮の建設費で276,000千円、それから平成23年度には那賀高校グラウンドの照明工事に2,783千円を支出いたしております。

この事業につきましては、来年度は通学費の助成措置を拡大したいと思っております。現在は、長安から上流の生徒に対して、20千円以上の生徒に5千円の補助をいたしておりましたが、来年からはバスの定期代が10千円を超える分から20千円までを2千円の補助を新設したいと考えております。それにつきましては、那賀町だけでなしに阿南市から通う子も同様な措置を加えて、那賀高校が存続できるようなそういう予算措置に考えてまいりたいと思っております。。

それから、社会体育。社会体育におきましては、スポーツ団体全国大会等出場補助金という制度を設けております。これにつきましては、県大会を勝ち抜き、全国大会へ出場する優秀な個人・団体に対して旅費を補助する制度です。この事業につきましては、小・中学生、義務教育に関する大会は全額補助、社会体育で成人者が出場する場合は2分の1を補助しております。県下でスポーツ少年団とか社会人に補助金が出ている市町村は他にはないと思っております。本年度の予算は、811千円を予算計上いたしております。

これら等の一端を述べました。様々な事業の中で、助成制度を実施しております。以上でございます。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 少子化対策でございますが、健康福祉課の方では、先ほどお話

がありましたはぐくみ医療につきましては、那賀町は自己負担を取っておりませんのでそこら、それから1レセプト当たり、1病院の1レセプト当たり1月600円という自己負担があるのですが、これを取っておりません。それと、所得制限を設けておりません。また入院につきましては、食事療養費も町の負担としておるようなところでございます。

それから先ほどお話のありました保育料につきましては、国の基準の約2割ぐらいの減額ができておるといふふうに思っております。

予防接種では任意の予防接種でH i b、小児肺炎球菌ワクチン、それから子宮頸ガン等のワクチンの全額補助も行ってありますし、健康診査につきましても2歳児、4～5歳児健診、それから発達障害児相談健診等も無料で行っておるといふようなところが、今健康福祉課で行っておるといふような事業でございます。

○大下雅子住民課長 議長。

○大澤夫左二議長 大下住民課長。

○大下雅子住民課長 それでは住民課の方からは、那賀町で現在実施されております子育ての支援制度について御説明させていただきます。

まず、結婚出産祝い金ですけれども、本町に居住するものが結婚及び出産の届出を行った場合、1人につき20千円を交付する制度でございます。合併時の平成17年3月から施行されておまして、平成17年度実績といたしまして、結婚19件・出産51件で合計70件、交付額が1,400千円でございます。以下、年合計大体60件前後で推移しております。

県内の状況を見ますと、結婚祝い金制度につきましては、ほとんどの自治体で制度は見られません。那賀町を含めまして県内で2町だと思います。出産祝い金につきまして、これにつきましては県内9市町村で実施されておまして、手厚い町村でございますと、第1子につき30千円、第2子50千円、第3子100千円、4子以上200千円となっております。第6子以上500千円という町もございます。

また、出産祝い金につきまして、那賀町では出産時に交付する20千円に加えて、出産時からの居住経過年数と子供の数に応じまして祝い金が加算される制度があります。これは合併後に生まれた子供を基準といたしまして、出産祝い金の支給開始より数えた子供の人数に合わせて、5年目・10年目・15年目と3回にわたって交付されるものでございます。5年目に子供の数が1人であれば50千円、2人であれば100千円、3人であれば250千円、4人以上であれば300千円と加算されるものでございます。

平成17年度から5年たちました平成22年度に交付した実績でございますが、50千円が20組、100千円が20組、250千円が3組の、3,750千円を交付しております。平成23年度実績といたしましては、50千円が24組、100千円が9組の2,100千円の交付となっております。この加算制度につきましては、県内の市町村では実施されていないものと思われまます。町独自の支援制度と言えらと思ひます。

それから、また若者支援制度といたしましては、先ほど議員のお話の地域優良賃貸住宅の建設がございませす。平成22年度に驚敷土佐地区に1棟10戸、平成24年度完成で相生延野地区に6棟6戸の地優賃住宅を建設しております。これは、地域内におきま

して、居住促進・定住化促進を図ることを目的に、主に子育て世代を対象に建設されております。オール電化住宅で、住宅料も若者対象ということで、そう高くは設定しておりません。現在、町外からの転入者の方とか、それから町外へ勤務されている方等につきましても入居いただいております。

住民課からは以上でございます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ありがとうございます。思いのほかたくさん制度を御紹介いただきましたが、その1つ1つに関してですね、他町とどうかということは今の段階では即は分かりませんが、これはかなり他町にも秀でたような内容であるだろうなというような印象も受けました。ただしですね、この評価に関しましては少しちょっとあとで述べさせていただくとしてですね、今のようなお話というのは金銭的な部分の補助というような話だったかと思いますが、ある面、また子育てに関するですね、労力とか時間的な負担というような部分に関しての質問を次にさせていただきます。

私の友人でですね、元々はこの町内に住んでおりましたが、夫の仕事の都合があってですね、他町村に出ていかれました。出ていきまして子供を産みましたが、元々父母がですね、その子供のおじいさん・おばあさんが町内におるということと、あとその奥さんの方は町内の職場を持っているということもあってですね、他町から通ってきておるという人なのですが、結構職場の方もですね、びっしり時間に追われるような職場でありまして、5時とか6時では帰れないというような状況です。7時や8時まで残業があることがままあるというような方ですね、通勤が約1時間かかります。1時間、朝8時半に出勤するとすれば、7時半にはまず家を出なければいけない。そして、その7時半に家を出ようとするとしてですね、地元のその居住地の保育園には預けるのは時間的には早すぎますから、町内の父母に預けておるといような状況です。で、夜7時や8時まで仕事をして、またそこで父母のところへ子供を引き取りに行くとですね、そこからまた家に帰るといので、遅いときは9時や10時になるという御家庭で、旦那さんの方もですね、またその全く那賀町とは反対側の方面にその居住地から勤めておられて、なかなかそこでも協力は得られないという方です。もうこれで仕事を続けるのは大変だといので、悲鳴を挙げておるような方がいらっしゃいます。

またですね、私自身の職場に関してのことなのですが、結構自分自身でも思うのですが寛容な職場でないかと思うのですけれども、今9名従業員がおられて、9名のうち5名が子持ちであります。これ男性・女性を問わず5名が子持ちであります。

5名のうちある例を申し上げていきますと、20歳代の男性、これは離婚してちょっと1人で子育てをしておるというものでありますが、子供が病気になった場合にしょっちゅう会社を休みます。これは、もうしょうがなく休みます。預け先がないということで休みます。そして、この子供が2〜3日熱を出しますと、そのお父さんはずっと休んだままになります。そして、そうこうしておるうちに、この前起こったことなのですが、その子供の風邪が自分にうつってしまって、また木曜日・金曜日休みまして、月曜日から休んで1週間丸々休みました。そういった例があります。また、その男性は保

育園に子供を預けておりますが、ちょくちょく子供がそういったふうに熱を出してですね、預けておっても引き取りに行かなければいけないからお昼から休ませてもらいますというのが出てきます。

また別の男性、保育園の時間とその通勤時間とのミスマッチがあるというようなことですね、保育園に送ってから来ると、この人は夫婦共働きなのですが、保育園に送ってから来るということをしておりますと、会社にぼちぼちちょっと遅刻しますということが起こります。

また別の女性ですが、実は先週もありましたが、子供の定期健診のために、ちょっとそれはもう時間が決まってしまうからこの時間を開けさせてくれということで、ただその時間だけを休んで子供のところに引き取りに行つてですね、そのまままた定期検診に連れていくのも効率が悪いので、午前中全部休ませてもらいますというようなことがありました。

この休むということ自体が別に問題ではなくてですね、企業の方がそこまで負担をせざるを得ないような状況にはなっておりますけれども、ここの部分をですね、公的な部門で引き受けることができないかというようなことは、もう以前からですね、かなり議論がなされております。

こういった状況の中でですね、これは具体的に2つ提案をさせていただきます。今、延長保育をしているところがあると思いますが、以前に厚生常任委員会でもですね、保育園の方に視察に行きましたが、5時や6時ぐらまで伸ばして引き取ってくれるところもあるという話でした。ただしですね、そこまでの希望者がいないんですよというようなことで、先生の方がですね、言われておりましたが、潜在的な需要は絶対にもものすごくあるはずなのですね。その部分をおばあさん・おじいさんとかにフォローしてもらったりとか、自分自身が少し仕事を早めて迎えに行ったりとかいうようなことにしているはずなのです。しかもですね、それはもう要は日中定時で働く人に対するその評価でありまして、もうこれからは働き方も多様化してきておりますから、夜少し遅くなるような働き方の人だっているはずなのですね。そういうことから考えるとですね、もうこれはもう抜本的に見直さなければいけないというふうに思っております。

これはですね、少し今の段階では突拍子もないような話かもしれないですけども、これはもう理想としてはですね、夜9時ぐらまで広げてもいいのではないかといいうふうにも思っております。例えばですね、6時に終業するような仕事でありましたら、大体7時ぐらまではですね、残業するということはまああると思いますし、1時間・2時間するとすればですね、8時ぐらまでになる。そこから、どこにお勤めか分からないですけども、子供の園にまで迎えに行くとするとなら、10分や20分で行けるようなところでもないかもしれないというようなことも含めてですね、余裕を持って9時ぐらまでの延長保育というのをですね、認めるべきではないかということ提案申し上げます。

これはですね、いろいろな御意見がございます。子供と一緒に親がいるべきだとかいうような考えもありますけれども、もうそういったようなことではですね、もうこれからの時代というのは子供が増えていくような時代ではないと思います。強くこれは御提案を申し上げます。

またですね、よく似た例なのですけれども、これも徳島市内である話なのですけれども、子供の話とは別なのです。しかし、お年寄りの夜間デイサービスというのをやっている会社があります。夜間デイサービス、10時半まで預かっておるといふ会社が徳島市内に1社だけあります。阿南市の方でもですね、7時ぐらゐまでデイサービスをしようというようなところがありましたけれども、実質的にはうまいこといっておりません。夜間デイサービス、デイサービスという部門だけで10時半までと、夜中までやっているというところはこの1社だけでございます。この1社に常時需要がいつているような例もでございます。お年寄りで取り組み始めたところが出てきました。

また、これは水商売の人に多いのしょうけれども、徳島市内では夜間保育園等もぼちぼちあります。もうその辺りをですね、その水商売だからというふうなことではなくてですね、少子化に悩む町の発信としてですね、夜遅い延長保育をですね、切り開いていただきたいというふうなことをですね、これは切に要望いたします。

またですね、もう1点、先ほどの私の会社ですね、ぼちぼち会社を休む人の話題がありますが、子供が病気にかかった場合ですね、これはどうしますか。大体保育園の先生というのですね、まず一旦はそこで熱を冷ましたりする応急的な処置はしますけれども、その段階で家に電話をします。そして誰かに迎えに来てくださいと大体言います。そうしたら、迎えに行かなければいけないから、仕事を置いていかなければいけないわけですね。

ですけれども、じゃあその迎えに行った親御さんというのはどういった立場の方か。これはほとんどの方が医療系の仕事ではないと思ひますね。いろいろサラリーマンとか事務員とか、そういった方と思ひます。そういった方が子供をですね、病気の子供を連れて帰って、じゃあ何をするか。もう病院に連れていくしかないんですよ。病院に連れていくということは、素人では処置ができないから病院の先生に診てもらうという、要はこれはもう搬送作業をしているだけなのです。そこを親御さんに頼むだけの必要が確実にあるのかどうかということをおぼるとですね、もう少しですね、保育園の方がプロなわけですから、責任を持っていただいてですね、保育園の方で搬送をしてですね、その辺りのちょっと責任関係は伴いますけれども、そこはちょっと十分な整理は必要ですけれども、搬送を保育園・幼稚園の方ですね、受け持ってもらえるようなですね、強固な関係を築いていただく努力をお願いしたいと思ひます。

もう1つ、ここから一歩進んだ提案ですけれども、その搬送だけということではなくてですね、「病児保育」という言葉がありますけれども、もしその保育園・幼稚園に学校の養護の先生みたいな感じですね、看護師さんを1人雇っていただけたらですね、これは預ける親御さんとしてはですね、ものすごく安心されるのではないかと思ひます。そこに看護師さんがいるわけですから、その保育園の先生以上の応急的な処置ができると思ひます。そして、どうしようもなく困ったときにはですね、自分たちが懇意にしている先生のところですね、コンタクトを取って、先生の指示に従った処置ができると思ひます。これは非常に発信力のある施策でないかと思ひます。各園に1人ずつぐらゐですね、看護師さんの配置を是非お願いしたいなど。

ただ、これがですね、今の人員の上に看護師さんの配置ということになってきますと、少し財政的にも難しい部分もあると思ひますので、今後雇い入れる方に関してです

ね、保育士と看護師の両方の免許を持たれているような方をですね、努力をして生み出していただきたいなど。その方に対してはですね、1.5倍増しとかそういう給料も考慮に入れてですね、付けていただくべきではないかと思えます。そういったことまでできればですね、ものすごく財政的にも配慮もできるし、適度な処置も整うというようなことで、2つこれを提案したいと思えます。

以上、ちょっと2つ申し上げた部分とですね、先ほど各課の課長さんがいろいろ言っていたいただいた那賀町独自の施策、これをですね、パッケージにして、例えば何とか、そうですね、僕が考えますに「こども倍増計画プラン」とかですね、そういうような名前を付けてですね、冊子にして御自宅に配布をするなりですね、他町に新聞を折り込むなり営業マンを使うなりしてですね、PRに努めていただきたいと思えます。

これだけ聞きましたけれども、今になって那賀町が子供の子育てに力を入れているというのは、制度上は伝わってはきましたけれども、恐らく徳島県内でどの市町村が一番最も優れてですね、ずば抜けて子育てに力を入れている市町村かどうかというような質問をですね、された場合、ここにいらっしゃる方でもですね、じゃあここだというようなところが1つのところになるとは限らんと思うのですよね。それは、もう要はその全市町村が押しなべて同じような政策を取られている証拠です。踏み込んだ政策であったとしても伝わっていないというようなことの証拠だと思います。これをもう「子育て宣言都市」とかですね、そういった計画を立ててですね、大々的にPRをいただくと。そして、それにマスタープランとかそういうような名前を付けるのにしてですね、那賀町はバイオマスタウンとかそっちの方にはもう非常にネーミングも付けてですね、どんどんやっついこうということを表しているわけですから、「子育て支援こども倍増マスタープラン」とかですね、そういった強い名前を付けてですね、他町に発信をしていくべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 柏木議員さんからの3件の御提案、少子化対策、これにつきましては本当に先ほどから担当課からのお話もさせていただきましたが、国・県だけでなく、我が町においてもこれまであらゆる施策と言いますか、支援策、対応をしてきたわけですが、やはりどれもその金額的な支援におきましては、なかなか効果が出ないというのが現実ということも御認識いただいております。

また、職場の関係、そしてまた少子化に直接影響のある結婚・出産、そういった女性の年代の人口構造という点多々あるかと思えます。やはりそうした中で、出産の可能性が非常に高いといわれる25歳から39歳、39歳というと高齢かも分かりませんが、今後女性の人口、先般も新聞で、今後半世紀で55%も減少すると言われております。やはりそうした中で、また一番出産の多い30歳前後の女性の方、これを何か「アラサー世代」とか言われるそうですね。「アラウンドサーティ」という意味で、そういう方が結婚・出産をしない。なんでですかということの中には、やはりこれも男に甲斐性がないとか職場を離れたくない、また子供を持つメリットがない、お金と時間がないとか、そういうお答えが出ておるそうです。

いろいろとそういったことで、日本だけでなく海外でもこの少子化に対する施策とい

うことで、珍しい例があるなと思うのが、子供が多いほど税金を安くするとか、また先ほどもお話が出ましたが、フレックス制度の、これを手厚いそういった制度を設けると、これ育児休暇あるいは勤務時間、そういった対応についてもある程度短縮とかそういうこともやられているということもあります。しかし、やはり先ほどから申し上げておりますとおり、その子供を多く育てる年代、その減少、これが一番大きく響いていると思っております。

そうした中で、先ほど御提案いただいた3点の件、これも夜間のサービス、それから延長保育ということにつきましても、これらもやはりそういう御希望はあることは当然であろうと思えますし、ただ、これらに対応していくためには、やはりそれに対応する保育士さん、その方々のまた勤務時間的なことも考慮に入れなければならないと思います。それから、病院に連れていく、看護師を配置する、これらについては、ただそういった形で財政的な面だけではまたなかなか対応しきれないというのも事実でございます。病院でも、看護師さんを何回募集しても応募していただけないというぐらい、看護師不足ということが原因の内にもなっております。

ただそういった、先ほどから那賀町で行っております子育て支援等の施策のパンフレット配布ということについては、これは今すぐでも可能でなかろうかと思っておりますし、今後、今日も報道の方もお見えでございますが、新聞紙上等でも取り上げていただければ一番うれしいなと思っております。そういったことで、パンフレット等については、また検討をしてみたいと思っております。

やはり、ただ、今後においてやはり進めなければいけない施策と私が思っておりますのは、前段からも申し上げておりますとおり、やはり若い御夫婦にこの那賀町に住んでいただいてここで働いていただく、このことにやはり尽きるのじゃなかろうかと思っております。そういったことに今後においてもやはりできるだけ対応、年次計画においても対応してみたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ありがとうございます。ようやく具体的なことを言うていただきました。これはもう4月に予算化していただくのでよろしいですか、パンフレットの配布は。是非お願いしたいと思います。

ただですね、このパンフレットさえ作ってそれをどこか何かね、各官庁のトレイに差しておけばそれでいいとかいうようなことではなくてですね、やはりその内容を持った施策の上ですね、魂を入れなければ、この町に若い人が住んでもらいたいという魂を入れなければですね、絶対にこの町に住んでくれるというようなところまでいきません。ほかの町よりも不利な条件がたくさんあります。過疎、職場が少ない、それ今町長がおっしゃっていたようなことがたくさんあります。この魂を入れるようなですね、努力をですね、なかなかほかやがやっていない新聞折込、テレビCM、昔はありましたけれども、「驚敷で暮らそう」とかいう看板もありました。そのような看板を立てていただくんですね、もう一回ですね、この町全体で取り組んでおる努力の証を見せていただきたいなというふうに思います。

そしてですね、もう根本的に考え方を大転換していかなければいけないのがですね、女性の人口も減っておりますし、もう若者の人口も減っておるということもあります。女性の出産に適する年齢で働かれています方が多いというようなこともありますけれども、もうこれも価値観の多様化ということがありますので、これはもうどうしようもないようなところでございます。ひとりひとりがですね、自分らしく生きるためにですね、仕事もしながらそして子供を持ちたい方はですね、それでも子供が育てられるような環境を築いていっておる町に移り住んでもらう努力をするというような努力が必要かと思えます。

今まで1人しか産めなかった人が2人にするというような、1人当たりの出生者数ですね、増加ももちろんではありますけれども、去年行った下條村のですね、成功例はですね、これ下條村で合計特殊出生率、これは1人当たりの女性が産む子供の数ですけども、2以上となっておるのです。これはですね、この下條村の女性の方がたくさん子供を産んだのではなくて、子供を産み育てたい方が下條村に移り住んできた結果というようなところが、下條村の総務課長に対するですね、質問でも明らかになりました。

子育てをするためにですね、したい町を選ぶというような、町の方からの発信をですね、財政とか町の政治の理屈とかではなくてですね、その子供を産み育てたい側の理屈としてですね、そちらの方からの、側の立場からとしてですね、考え直していただくような努力をですね、是非お願いをしたいなというふうに思えます。

そうは言ってもですね、なかなか価値観の多様化の中でですね、子供の数自体をですね、増やすことはもう難しいというようなこと、もちろんです。全体のパイはもう限られていると思っておりますので、全体の子供のパイの中でですね、那賀町の占めるシェアを広げていただくような価値観の転換をお願いをして、質問いたします。

以上です。

○大澤夫左二議長 柏木君の一般質問が終了いたしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りします。12月11日から19日は議案調査並びに休祭日のため休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、そのように決定しました。

12月20日再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後02時25分 散会

平成24年12月那賀町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年12月20日（木）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	烝原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 1名

13番 東谷 久男

欠 員 なし

会議録署名議員

4番 前 耕造 5番 清水 幸助

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託センター準備室長	山本 賢明

議事日程

日程第1

- 議案第62号 那賀町の町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正について
- 議案第63号 那賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第64号 那賀町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第65号 那賀町消防団設置条例の一部改正について
- 議案第66号 那賀町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 議案第67号 那賀町へき地保育所設置条例の一部改正について
- 議案第68号 那賀町結婚祝い金及び出産祝い金条例の一部改正について
- 議案第69号 那賀町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定における取扱い事務の変更について
- 議案第70号 平成24年度那賀町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第71号 平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第72号 平成24年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第73号 平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第74号 平成24年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

請願第 2 号	消費税増税の実施中止を求める請願書
陳情第 5 号	林道朴野・日浦線の開設について
陳情第 6 号	伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情
陳情第 7 号	安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
陳情第 8 号	電気設備工事・管設備工事の分離発注推進のお願い
陳情第 9 号	無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分 3.3 万円の緊急支給する措置を求める意見書採択についての請願
陳情第 11 号	公費負担に基づく最低保障年金制度の創設を求める意見書採択についての請願
要望第 4 号	「なくせじん肺・すべての労災職業病の根絶を」求める要請書
要望第 6 号	「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める要望書
日程第 2	発議第 9 号 会議規則の一部を改正する規則について
	発議第 10 号 那賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について
	発議第 11 号 伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書について
	発議第 12 号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書について
	発議第 13 号 公費負担に基づく最低保障年金制度の創設を求める意見書について

発議第14号 じん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書について

発議第15号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について

日程第3 議案第75号 工事請負契約の締結について
(平成24年度 町単独本庁舎改修及び増築工事)

日程第4 閉会中の継続調査及び審査について
(議会運営委員会並びに各常任委員会、議会改革調査特別委員会)

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前10時02分 開議

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告いたします。東谷君から本会議に欠席したいとの旨の申出がありましたので、御報告いたします。報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1、議案第62号「那賀町の町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正について」から、議案第74号「平成24年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」までの13議案と、請願第2号「消費税増税の実施中止を求める請願書」から、要望第6号「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める要望書」までの9件、合わせて22件について議題といたします。

本件については、去る12月5日本会議において各常任委員会に付託され、審査が行われた事件であります。

以上の22件に関し、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 吉田君。

○吉田行雄総務文教常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、登壇〕

○吉田行雄総務文教常任委員長 おはようございます。総務文教常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る12月14日に開催し、定例会において付託されました議案第62号「那賀町の町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正について」から、議案第73号「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について」までの9議案と、請願第2号「消費税増税の実施中止を求める請願書」と要望第6号「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める要望書について」審査いたしました。

その結果、付託議案については全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定し、請願第2号「消費税増税の実施中止を求める請願書」は不採択、要望第6号「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める要望書について」は採択することに決定をいたしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

議案第70号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第4号）について（所管分）」、委員から「防火水槽が1か所分減額されているが、工事請負費に対して設計委託料が非常に高いのはなぜか。」と質疑があり、理事者側より「この事業は電源立地地域対策交付金事業で行うもので、当然会計検査院の受検対象となるため設計にあたっては構造計算をしなければならず、設計業者から見積りをいただいた額で補正をお願いしている。」との答弁がありました。

次に、委員から相生地区の鎌瀬に計画されているヘリポートの整備工事について、その詳細についての説明を求めました。理事者側から「ヘリポートにするには40m角の

面積が必要で、障害となる立木や電線は撤去し、表層は舗装で仕上げたい。今回はドクターヘリも対応できるよう、ヘリポート専用としたい。」との答弁がありました。委員から、「ドクターヘリ対応という説明であるが、相生地区だけでなく、木頭や木沢の診療所また上那賀には病院もあり、また驚敷においても総合病院までは非常に遠いため必要ではないか。」との質疑に対し、理事者側からは「今回は日野谷診療所からのドクターヘリ要請によるヘリポート専用としての整備を行いたい。次の計画として上那賀病院の近くに予定しているが、上那賀庁舎の問題もあるため、それと併せて検討したい。驚敷地区については大塚製薬さんのヘリポートをお借りすることになっている。他地域においても今後充分協議をしていきたい。」との答弁がありました。

他の議案についても、理事者側の説明に対し理解できるものとし、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定し、請願第2号は不採択、要望第6号については採択とすることに決定をいたしました。

以上、審査の概要を申し上げ、総務文教常任委員長報告といたします。

以上でございます。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、産業建設常任委員長 久川君。

○久川治次郎産業建設常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、登壇〕

○久川治次郎産業建設常任委員長 産業建設常任委員長報告を行います。

本委員会は去る12月13日に開催し、定例会において付託されました議案第70号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第4号）について（所管分）」の1議案と、陳情第5号「林道朴野・日浦線の開設について」から、陳情第8号「電気設備工事・管設備工事の分離発注推進のお願いについて」までの陳情3件について審査いたしました。

その結果、付託議案につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたし、陳情第5号「林道朴野・日浦線の開設について」並びに陳情第6号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情について」は採択することとし、陳情第8号「電気設備工事・管設備工事の分離発注推進のお願いについて」は不採択とすることに決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

議案第70号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第4号）について（所管分）」、委員からは「バイオマスタウン推進事業の中で、バイオマス活用推進計画策定業務とウッドプラスチック商品開発事業の委託が計上されているが、相手先はどこなのか。」と、またその必要性について質疑があり、理事者側から「前者はバイオマスタウン構想をしてもらっているところをお願いしたい。後者につきましては、県内にないので県外業者になる。」と答弁がありました。「現在、相分離系変換システム実証研究は、平成23年から平成25年の計画、木質等廃棄物系のバイオマス燃料化開発の実証研究は平成24年から平成26年まで環境省の補助事業で行っており、バイオマス活用

推進計画を策定し、今後国と共に協議しながら事業を展開していきたい。」との答弁がありました。

次に、委員から「コミュニティ助成事業であります小水力実証実験が減額補正されている。自然エネルギーに注目されている中、本町では落差を利用した水力発電は地形的にも非常に魅力あるエネルギーだと思うが、なぜ減額するのか。」との質疑があり、理事者側より「コミュニティ助成事業は、活性化センターの助成事業で全国的に応募が多く、今回は不採択となった。小水力実証実験をやめたわけではなく、単独事業として改良型を開発中であり、4～5軒でも発電できるような安価なものを目指している。候補地も県内の協議会でも5～6か所ほど調査中であり、小水力や地熱などの代替エネルギーにつきましては今後も力を入れていく。バイオマスもしかりだが、本町においても継続して取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

議案第70号は、理事者側の説明に対し理解できるものとして可決すべきものとし、陳情第5号並びに陳情第6号は採択、陳情第8号は不採択とすることに決定をいたしました。

以上、審査の概要を申し上げまして、産業建設常任委員長報告といたします。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、厚生常任副委員長 新居君。

〔新居敏弘厚生常任副委員長、登壇〕

○新居敏弘厚生常任副委員長 それでは、厚生常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る12月12日に開催し、定例会において付託されました議案第67号「那賀町へき地保育所設置条例の一部改正について」から、議案第74号「平成24年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の5件と、陳情第7号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」から、要望第4号「なくせじん肺・すべての労災職業病の根絶を求める要請書」までの4件について審査いたしました。

その結果、付託議案については全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情第7号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」並びに陳情第11号「公費負担に基づく最低保障年金制度の創設を求める意見書採択についての請願」の2件の陳情書と、要望第4号「なくせじん肺・すべての労災職業病の根絶を求める要請書について」は採択することとし、陳情第9号「無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の緊急支給する措置を求める意見書採択についての請願」は不採択といたしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

議案第70号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第4号）について（所管分）」、委員より「デイサービスセンターの改装費は、前回の視察で委員側が要望してきたことも早急に対応していただき評価しているが、他地域のデイは点検しているのか。」との質疑があり、理事者側から「今回予算に上げているところ以外は、要望もなかったので確認ができていない。一昨年、木頭においては遮光幕を張って要望に対応してきているが、今後要望があれば対応していきたい。」と答弁がありました。

また、委員から「のどかの里は、福祉施設の観点から見ればもう限界が来ており、更新を考えてもいいのではないか。」との意見が出され、理事者側からは「小学校跡地を利用しているので、グループホーム施設としては使い勝手の悪いところもある。学童保育と高齢者との触れ合いというのも目的となっている。地域に溶け込んだ施設であるが、検討してみたい。」と答弁がありました。

委員から「ごみ処理施設について進捗状況はどうなっているのか。」との質疑があり、理事者側より「地元では7名の方が調整委員としていろいろと交渉を行っていただいている。非常に真摯に取り組んでいただいております、感謝している。前回地形測量した結果をもって協議したが、より具体的な内容で協議したいということであったため、今回敷地造成の概略設計を行いたい。」と答弁がありました。委員からは「こういった施設は迷惑施設なので、地元の集落はもとより隣接自治体とも慎重に協議を進めていってほしい。」と要望がありました。

次に、陳情第9号「無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の緊急支給する措置を求める意見書採択についての請願」と、陳情第11号「公費負担に基づく最低保障年金制度の創設を求める意見書採択についての請願」については、委員より反対討論・賛成討論があり、陳情第9号は不採択、陳情第11号は採択するものと決定いたしました。

他の議案につきましても、理事者側の説明に対し理解できるものとして、可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げ、厚生常任委員長報告といたします

〔新居敏弘厚生常任副委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 以上をもって、各委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

〔新居敏弘議員、登壇〕

○新居敏弘議員 委員長報告に対しまして、2点だけ討論したいと思います。

「消費税増税の実施中止を求める請願書」が不採択といったことなのでございますが、これは・・・。

○大澤夫左二議長 今、質疑ですよ、質疑。討論は後で。

○新居敏弘議員 討論は後ということなので、後でまたお願いします。

〔新居敏弘議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 委員長に対しての質疑です。質疑があれば、どうぞ。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより、議案第62号から要望第6号までの22件についての討論を行います。

討論のある方、どうぞ。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

〔新居敏弘議員、登壇〕

○新居敏弘議員 先ほどは失礼いたしました。

それでは、改めて討論をいたします。「消費税増税の実施中止を求める請願書」、先ほどの委員長報告では不採択ということですが、請願の趣旨にもありますように、国民の多数が消費税増税に反対する中、消費税を2014年4月から8%に、2015年10月から10%に引き上げるといったことが決まりました。10%になりますと、13.5兆円もの大增税となります。10%ということは、大体年収の1か月分が税金で消費税に消えてしまうということですが、

そもそも、消費税は低所得者ほど負担率が高い欠陥税制です。更に今のデフレ経済中の増税は、個人消費をますます冷え込ませ、景気を更に悪化させることとなります。また、価格に転嫁できない中小企業・零細業者の経営が成り立たなくなると、地域経済は大打撃を受けます。したがって、税収は増えるどころか、国の財政は更なる危機に落ち込むことが予想されます。

また、消費税を社会保障にのみ使うと言っておりましたが、公共事業など他の予算にも使えるような項目を入れて、他の予算にも使うことができるようになりました。これは本当に許しがたいものでございます。私は、財源としては、中小企業に比べて資本金10億円以上の大企業は、法人税の負担率が逆に軽くなっている、また、所得1億円を超えますと、それ以下の人よりもこういう富裕層の方がまた所得税の負担率が下がっているといったことで、私はこういったところから応分の負担をしていただくと、また無駄な公共事業、八ッ場ダムとか、1m1億円もかかるような東京外環道、こういったことがやられようとしておりますが、こういった無駄遣いも、不要不急の無駄遣いもやめるべきであると思います。

所得を増やすことこそ、増やす政策に変えることこそ、景気をよくしていった税収も上がってくるといった方向でしていただきたいということで、この「消費税増税の実施中止を求める請願書」、私は是非採択をしていただきたいと思っております。

もう1つは「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める要望書」について、反対の立場で討論いたします。

要望書では「現在の憲法は、平時を想定した内容となっており、非常事態事項が明記されていなく、平時の体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、現場の最前線で活動する自衛隊・警察・消防などの初動体制において、救援などに様々な支障をきたし、その結果、更に被害が拡大することになる。」と言っておりますが、しかし、今回の大震災において、どのような事態が起きて救援に支障が出たのでしょうか。マスコミでもそのようなことが問題になったとは、私は思っておりません。

問題になったのは、福島第1原発事故で放出された放射能がどのように拡散したのか、事故直後は全く報道されませんでした。その結果、原発から30km以上離れた飯館村に放射線量が極めて高い地域が出現していたのに、住民には2週間も知らされず、住民避難が遅れる事態となりました。南相馬市では、比較的放射線量が低かった海側の学校から、飯館村に近い放射線量の高い学校に避難させるということも起こってしまいました。これは日本共産党なども政府に求めたわけですが、128億円もかけて作ったSPEEDIの放射線・放射能拡散予測の公表を求めたにもかかわらず、政府が隠していたからでございます。

また、大震災の復旧に当たっても、道路の寸断状況や福島原発の事故の状況がどうな

っているかについて、政府が持っている情報監視衛星の画像データの公表を求めたのに、復旧に当たっている現場に知らせませんでした。政府は、スパイ衛星の性能が知られるのが困るということで、軍事を優先し、明らかにしなかったのをごさいます。このような国民の知る権利を制限し、情報を隠すやり方こそが問題であると言わなければなりません。

要望書にある平成16年5月に自民・公明・民主が合意した緊急事態基本法とは、政府が緊急事態と認定したら、憲法が保障する基本的人権を制約できるようにしようとするものであります。もし緊急事態基本法が制定されていたなら、公然と基本的人権の制限や情報隠しが行われ、震災救援・復興にとっても大きな妨げになることは明らかであります。

そもそも、突発的な自然災害への対応は現行法でも十分可能であり、緊急基本法制定など全く必要ありません。今回の震災・津波被害への対応や福島第1原発事故による放射能被害への対応については、憲法のもとに災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法・原子力災害対策特別措置法など、対処すべき法律が既に制定されています。災害対策基本法第8章においては、「大規模な非常災害が発生し、その災害が国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼす激甚なものであり、災害応急対策を推進するため特別に必要があるときは、首相が災害緊急事態を布告し、緊急災害対策本部を設置する。」とされており。さらに、自然災害が発生した場合、必要な救助を行い、被災者の保護や社会秩序の保全を図る観点から、国民活動に対する一定の制約が認められていることも既に国会で明らかにされています。災害対策基本法は、1995年の阪神・淡路大震災のときに指摘された問題点を踏まえ、初動体制・救援実施部隊・国と地方との関係など、対応策の見直しも行われてきました。

要望書では、今回の原発事故への初動対応の遅れにも言及していますが、これは、国会において現行法の適用が余りにも遅いことから、東京大学教授が「政府は何をやっているのですか。」と満身の怒りを表していたことが報道されているように、法整備の問題ではなくて、政府の初動対応の遅れこそが被害を拡大させたことも既に明らかとなっています。それなのに、なぜ今緊急事態基本法の制定なのか。被災地では、今復興への懸命の努力が続けられている最中であり、その震災を利用して基本法制定を企てるなど、到底認められるものではありません。

要望書には、中国漁船尖閣事件やロシア閣僚の北方領土問題・北方領土訪問、北朝鮮核ミサイル脅威などが列挙されていますが、これも既に決着済みの問題です。中国漁船衝突事件は、尖閣諸島が日本の領土であり、その領海内で外国漁船が不法な操業をしていたのを海上保安庁が取り締まるのは当然であり、また、領土問題などを含めた国際的な紛争問題は、平和的・外交的に話し合いで解決することが国際的ルールであり、その外交力こそが求められているものをごさいます。

今やるべきは、緊急事態基本法の制定などではなく、大震災や原発事故など、多くの苦難の中から学んだ教訓をいかし、震災の復旧・復興に全力を挙げることであります。

以上申し上げまして、反対討論といたします。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

〔新居敏弘議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 ほかに討論ございませんか。

○大澤夫左二議長 これで討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

まず、議案第62号「那賀町の町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号「那賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号「那賀町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号「那賀町消防団設置条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号「那賀町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号「那賀町へき地保育所設置条例の一部改正について」採決いた

します。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号「那賀町結婚祝い金及び出産祝い金条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号「那賀町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定における取扱い事務の変更について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第4号）について」採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号「平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号「平成24年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第72号は委員長報告のと

おり可決されました。

次に、議案第73号「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号「平成24年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号「消費税増税の実施中止を求める請願書について」採決いたします。この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は「不採択」であります。この請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立少数」であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第5号「林道朴野・日浦線の開設について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、陳情第5号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、陳情第6号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、陳情第7号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第8号「電気設備工事・管設備工事の分離発注推進のお願いについて」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は「不採択」であります。陳情第8号を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立少数」であります。よって、陳情第8号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第9号「無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の緊急支給する措置を求める意見書採択についての請願について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は「不採択」であります。陳情第9号を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立少数」であります。よって、陳情第9号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第11号「公費負担に基づく最低保証年金制度の創設を求める意見書採択についての請願について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、陳情第11号は採択とすることに決定いたしました。

次に、要望第4号「なくせじん肺・すべての労災職業病の根絶を求める要請書について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、要望第4号は採択することに決定いたしました。

次に、要望第6号「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める要望書について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」です。よって、要望第6号は採択することに決定いたしました。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

日程第2、発議第9号「那賀町議会会議規則の一部改正について」から、発議第15号「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書について」までの7件を議題とします。
まず、発議第9号「那賀町議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。
本件について提出者の説明を求めます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

〔柏木岳議員、登壇〕

○柏木岳議員 会議規則の一部を改正する規則について。上記議案を、別紙のとおり那賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「那賀町議会会議規則の一部改正について。那賀町議会会議規則（平成17年那賀町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第70条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める。

附則、この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）施行の日から施行する。」

提出の理由です。法改正により、法第109条の2第4項の議会運営委員会の所掌事務が第109条第3項に改められたため、会議規則第70条第2項の条文中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に変更する必要がある。また、法第115条の2に公聴会・参考人制度の導入に関する規定が加えられたため、会議規則第17条第1項本文中「法第115条の2」を「法第115条の3」に変更する必要があるためでございます。

よろしく願いいたします。

〔柏木岳議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ある方、どうぞ。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

発議第9号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は可決されました。

次に、発議第10号「那賀町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

〔柏木岳議員、降壇〕

○柏木岳議員 那賀町議会委員会条例の一部を改正する規則について。上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び那賀町議会会議規則第14条第2項の規定によ

り提出します。

「那賀町議会委員会条例の一部改正について。那賀町議会委員会条例（平成17年那賀町条例第199号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、第1項を第4項とし、第1項から第3項までとして次の3項を加える。

議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、特別委員会において付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附則、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。」

提出の理由ですが、法改正により、委員会の委員の選任等については、条例で定めるものとされたことによるものであります。

よろしくお願いします。

〔柏木岳議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

発議第10号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は可決されました。

次に、発議第11号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○照原廣幸議員 議長。

○大澤夫左二議長 照原廣幸君。

〔照原廣幸議員、登壇〕

○照原廣幸議員 伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書。上記議案を、別紙のとおり那賀町議会規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

案を読ませていただきます。

「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書（案）。「人の命は山よりも高く海よりも深い、さらに地球よりも重い」という言葉がある。この言葉の意味は、命というものはとてつもなく大きく、なにものにも比べようがないという意味である。

私たち国民は、この言葉を深く心に刻み、命の尊さを忘れてはならない。

東日本大震災による福島第一原発事故が発生してから1年9か月がたったが、福島県及び隣接県では大量に放出された放射性物質によって生命への脅威、子供達をはじめ住民の健康への不安を感じながらの生活を強いられている。また、1次産業をはじめ事業活動ができない多くの方々も過酷な状況に置かれている。進まない除染、賠償問題、帰還困難、地域再生

の見通しも立たず、被災地では今なお過酷な避難生活を余儀なくされている。

福島第一原発事故の原因究明も尽くされたとは言えず、福島原発事故の知見を反映した「暫定安全基準」は原子力安全・保安院が僅か2日でまとめた暫定基準であり、福島原発事故の原因究明と新たな安全基準、独立性と権限を持つには程遠い人選（原子力推進論者ばかり、いわゆる原子力ムラの構成員）の原子力規制委員会の下で再稼働はあってはならない。

一方、伊方原発には沖合に中央構造線という日本最大級の活断層があり、地震の専門家によると大地震による激しい揺れが予想される。また、3号機ではプルトニウムを燃料とするプルサーマル発電が行われており、MOX燃料自体の強毒性や制御棒が効きにくいなどの安全上の不利な特性があり、さらに高燃焼度燃料である「ステップ2燃料」が使用され、この二つが併用されることで双方の危険性が重複するという他の原発にもまして危険性が指摘されている。また、さらに原子炉格納容器に窒素を注入していないので、格納容器内で水素爆発が起こる可能性があるなども指摘されている。

伊方原発で重大事故が発生した場合には、瀬戸内海にとどまらず四国はもとより九州や中国地方、さらに関西地方にまで放射能被害が拡大し、福島原発事故を上回ることが予想される。我々の暮らしている徳島県いずれの市町村も、伊方原発から100数km圏域とはいえ、紛れもなく風下に当たる。この事実を踏まえ、山・川・田畑・海など豊かな自然と協調し共生を図ってきた歴史の中で、先人の教えを守り、後世に引き継ぐ重要な責務がある。その自然や地域資源を活用し、風力、水力、太陽光、潮力、波力、地中熱など再生可能エネルギーに取り組んでいき、環境先進県として全国に発信していくべきである。

生まれ育ったふるさとが、より安全で安心して生活できる町であることを願うのは誰しも同じであり、これから先も将来にわたって同じである。多くの生命と財産を一時で失った3.11原発事故を教訓とし、これ以上尊い生命、そして財産を失うことが決してあってはならない。同時に、今育っている子供たち、これから生まれてくる未来の子供たちのために、再生可能エネルギー社会への歩みを進めながら原発依存から脱する機会は、今しかない。

よって、私たちは政府、愛媛県に対し下記のことを実現するよう強く要望する。

- 1 伊方原発の再稼働を認めないこと。
- 2 原発に頼らないエネルギー政策へ政治決断し、必要な法的、制度的、財政措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年12月20日。提出先は経済産業大臣様、愛媛県知事 中村時広様、県選出国會議員。那賀町議会」です。

以上、よろしく願いいたします。

〔熊原廣幸議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより、討論を行います。発言ありますか。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

〔古野司議員、登壇〕

○古野司議員 積極的な反対ということではございませんが、疑念がございますので討論をさせていただきます。

先ほどの日程第1の中での陳情第6号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める陳情」というところで、賛成多数ということで可決をされました。私は、それには起立をさせていただきますでした。

と申し上げるのも、この陳情書の中で謳^{うた}っております「この夏においても四国電力管内において電力不足は生じておらない。また、過去10年においても1日たりとも電力不足は生じておらない。」というふうなことをもって陳情をされております。確かに、このことは真実でありましょう。しかし、現実を見ますと、もう既に50年もたとうかとしておる、この近辺であっても阿南第2火力発電所、本来ならば稼働を全くさせないような状況の設備に手を付けまして、その技術者も一度退職した方々を再雇用をしたような状況の中で綱渡りの稼働をさせておって、その電力に頼って今の電力不足を補っておると。

そのことを考えますと、私自身は原発に対しては決していい印象は持っておりませんし、なるべく早いうちに全廃するべきであると考えておりますが、一方的に原発を止めろということにおいて、そのバックアップになるものの全ての可能性を否定したような状況の中で、そのことだけを強く我々議会が述べるということが、決して全ての責任を持てることなのだろうかということを考えると、積極的に反対というものではありませんし、なお且つ申し上げますが、私自身も原発には賛成はしかねますが、これに対していかがであろうかというふうな思いがあります。

ですから、この意見書は余りにも無責任ではないかと私は思いますので、反対という討論をさせていただきます。

以上でございます。

〔古野司議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 ほかに討論ございませんか。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

〔新居敏弘議員、登壇〕

○新居敏弘議員 私は賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、古野議員の方から、橘火電の第2号機が大分時間がたっていると、年数がたっているといたことでございましたが、確か故障があって、確か止まったことがございます。何時間か止まりましたが、それでも電力が不足したといったようなことはなかったかと私は思います。

まず、この福島第1原発の事故によりまして、もう本当にあいつ事故が二度と起こらないように、今も福島の方たち16万人がちりぢり、家族もばらばらといったような状況で帰ることもできない、このような状況になっております。動かせば、またいつこういった事故が起きるかも分かりません。

そして、また動かせば使用済み核燃料がたまるわけなのでございますが、数年たてばもう今ためているプールが一杯になるといったような状況で、ますますこういったこの使用済み核燃料も、これも3万年管理せなんだら放射能が消えません。そういったことで、ますます動かせば動かすほどこの使用済み核燃料がたまり続けて、後々の人類にまで影響を及ぼすということで、まずはこの原発をもう廃炉にもっていくという決断を

してから、そして自然エネルギーへとすることが、そういった方向に向かうことが必要でないかと私は思います。

以上で賛成討論といたします。

〔新居敏弘議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 ほかに討論の方ございませんか。

○福永泰明議員 議長。

○大澤夫左二議長 福永君。

〔福永泰明議員、登壇〕

○福永泰明議員 私もこの意見書には、消極的ではありますが反対をいたしたいと思えます。

と言いますのは、先のいつ頃だったか記憶に、ちょっと思い出せんのですが、徳島新聞に「四国管内の電気料金が15%ぐらい上がる」と、そういうような「そういう方向で検討している」そのような報道があったと思うのです。私たちは、これ15%の料金が上がるということは大変なことでございます。確かに被害に遭われた方、また東北のこの分についてはですね、大変残念には思うのですが、現実、私は商売をやっておりますので、15%値上げというようなことになりましたら、大変なことになると、このようにも思いますので、消極的な反対をいたします。

以上です。

〔福永泰明議員、降壇〕

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

〔田中久保議員、登壇〕

○田中久保議員 私は、今の原議員さんの意見書には賛成ではあります。

しかしながらよく考えて見ますと、この原子力問題というのは、国また大企業が率先してこれに代わるエネルギーを1日も早く実現していくのが筋だと思っております。余り甘い意見で長々と伸ばしますと、いつまでたっても原子力に頼る可能性があるのではないかなど。敢えてこの意見書に賛成させていただきます。

〔田中久保議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 ほかにございませんか。

○大澤夫左二議長 ないようなので、これで討論を終了いたします。

これより、起立により採決します。

発議第11号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

次に、発議第12号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書について」を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北英徳君。

〔植北英徳議員、登壇〕

○植北英徳議員 提出者 植北英徳、賛成者 柏木岳。安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書について。上記議案を、別紙のとおり那賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）。厚生労働省は2011年6月17日、医政局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保健局長の5局長連名で「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組についての通知」を発出しましたが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交代制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。

全国各地で大問題となっている「医療崩壊」「介護崩壊」の現状は、東日本大震災で改めて明らかになり、医師・看護師・介護職員など医療・福祉労働者の深刻な人手不足が浮き彫りになりました。「医療崩壊」「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の医療・介護を実現するためには看護師などの夜勤・交替制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善をはじめとする労働環境改善が不可欠です。

厚生労働省の5局長通知を実効あるものにするためにも医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

1. 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、勤務間隔は12時間以上とし、労働環境を改善すること。

2. 医師・看護師、介護職員など大幅に増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年12月20日、那賀町議会。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、徳島県知事。」

以上であります。よろしく申し上げます。

〔植北英徳議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより、討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

発議第12号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

次に、発議第13号「公費負担に基づく最低保障年金制度の創設を求める意見書について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

〔柏木岳議員、登壇〕

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 先ほど同趣旨の陳情が採択されましたので、意見書の提出をしたいと思
います。

「いま、若者の貧困と併せて、高齢者の貧困も大変な勢いで進んでいます。特に多くの無
年金・低年金の高齢者の存在は、このことをはっきりと表しています。

これらの高齢者の貧困のおおもとには、「保険料を支払わなければ、年金は支給されな
い」など、欠陥だらけの日本の年金制度があり、また歴代政府の社会保障切捨ての政策があ
ることは認めざるを得ません。こういう経緯から、これら多くの無年金・低年金者を救済す
る根本的対策として、公費負担に基づく最低保障年金制度が今すぐ必要と考えます。

今年8月に、国会で民主・自民・公明の三党合意のもと、消費税増税法案と関連8法案が
強行可決されました。この状況の中、民主党が主張していた最低保障年金制度の実現は棚上
げとなり、多くの国民の願いは届きませんでした。

しかし、国民は、老いも若きも保険料なしで、年をとったら誰もが受け取れる基礎的年金
（最低年金）を切に求めています。政府のいう消費税によるのではなく、憲法第5条を基礎
に、公費負担に基づく最低保障年金制度は喫緊の課題です。

1. 公費負担に基づく最低保障年金制度の一日も早い実現を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。」

よろしく申し上げます。

〔柏木岳議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

発議第13号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、本件は採択することに決定いた
しました。

次に、発議第14号「じん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書について」
を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北英徳君。

〔植北英徳議員、登壇〕

○植北英徳議員 提出者、植北英徳。賛成者、柏木岳。

「じん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書（案）。じん肺は、粉じんを長い年月
にわたり多量に吸い込むことで発症する職業病である。気管支炎や気胸、結核、肺がん等多
くの合併症を引き起こす恐れがあるが、現在も治療の方法がない。

これまで、炭坑や金属鉱山、造船等の職場で多発してきたが、今日では鉄道、道路、下水道などのトンネル建設工事において、今なお発生し続けており、社会問題となっている。

こうした中、全国で争われたトンネルじん肺根絶訴訟において示された、国の「規制権限不行使」との司法判断を受け、平成19年6月に国と原告・弁護士団との間で「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」が調印され、和解が成立した。

これを受け国は、技術進歩や作業方法の変化による粉じんの発生量の増加に対応するため、平成20年3月に第7次粉じん障害防止総合対策を策定し、10月には粉じん暴露を低減することを目的とした「積算の見直し」を行い、トンネル建設工事事業者による対策の強化等を講じてきたが、いまだ十分な成果を上げるに至っていない。

よって、国におかれては、安定した就業の場と安全で健康的な職場環境とを維持確保する観点から、「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、じん肺根絶のための抜本的な対策を速やかに講ずるとともに、被害者の早期救済を図るため、「トンネルじん肺基金」を早急に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年12月20日、那賀町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、法務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長」

以上であります。

〔植北英徳議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

発議第14号の意見書については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

次に、発議第15号「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書について」を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記かよ子君。

〔連記かよ子議員、登壇〕

○連記かよ子議員 発議第15号、提出者 連記かよ子、賛成者 福永泰明。

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書について。上記議案を、別紙のとおり那賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書（案）。今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取組の甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災

害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているのである。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動に様々な支障を来し、その結果更に被害が拡大するのである。

また原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。更に言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成16年5月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。一昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級の度重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。

よって、国会及び政府におかれては、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年12月20日、那賀町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、防衛大臣、外務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、警察庁長官

以上であります。よろしくお願いたします。

〔連記かよ子議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。発言ありますか。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

〔新居敏弘議員、登壇〕

○新居敏弘議員 先ほど、請願のときにも反対討論の中で述べたとおりでございますが、緊急事態基本法の内容の中で、国民の基本的な人権を奪ってしまうといったようなことが内容となっておりますが、私はこの基本的な人権をあの戦前に奪ったからこそ、奪って戦争へ突き進んでいったということを教訓にして、この基本的な人権というのを最も大事にしなければならないということで、憲法に書かれたわけでございます。そういったことで、この今度のこの東日本大震災を利用してこういった基本法の制定を企てるといったようなことは、私は許されるものではないと思います。

今、先の衆議院議員選挙においても、自民党や民主党や維新の会は、憲法改正といったようなことも言っております。平和憲法である第9条「戦争はしない」と決めて、陸・海・空軍も持たないと、武力によって紛争は解決しないと決めておられるこの第9条があったからこそ、この60数年間、日本の自衛隊は他国の軍隊を殺したり、また殺されたりといったようなことが起きておりません。今、憲法改正なども言われておりますが、こういった非常にこの緊急事態基本法の制定はきな臭いものを感じるわけでございます。

私はこれは反対をしたいと思います。皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

〔新居敏弘議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 ほかに発言ございませんか。

○大澤夫左二議長 発言がないようなので、これで討論を終了いたします。

これより、起立により採決します。

発議第15号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

日程第3、議案第75号「工事請負契約の締結について（平成24年度町単独本庁舎改修及び増築工事）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、議案第75号について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第75号は「工事請負契約の締結について」であります。「平成24年度町単独本庁舎改修及び増築工事」について、町内の建築業者で構成する共同企業体3者を指名し、競争入札を行いました。

入札の結果、「八田建設株式会社・藤井鉄工建設株式会社・株式会社広瀬組平成24年度町単独本庁舎改修及び増築工事共同企業体」と、消費税を含め342,300,000円で工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明といたします。どうかよろしく願いいたします。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。

いや、失礼しました。この内容の説明をまず求めます。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 まず議案を朗読させていただきます。

「議案第75号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成24年12月20日提出、那賀町長 坂口博文。

次のとおり工事請負契約を締結する。1. 契約の目的、平成24年度町単独本庁舎改修及び増築工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、342,300,000円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町和食郷字八幡原309番地3、八田建設株式会社・藤井鉄工建設株式会社・株式会社広瀬組平成24年度町単独本庁舎改修及び増築工事共同企業体、代表者 八田建設株式会社 代表取締役 八田康生」

この案件につきましては、11月14日に、町内の12者の建築業者さんがおられます。その全てを予備指名いたしまして、徳島県の平成24年度格付けランクのAランクの方を代表者として、2者若しくは3者という形の中で共同企業体を結成してください

という説明を行いまして、11月29日までに提出していただいたのが、お手元の入札比較表に入っております3つの企業体でございます。この3つの企業体で指名競争入札を行い、12月13日に入札を行いまして、一番安い326,000千円、請負率が94.44%になりますが、これで八田建設株式会社・藤井鉄工建設株式会社・株式会社広瀬組のJVが落札したものでございます。

工事の概要につきましては、今現在あります西側2階建ての部分全てを取り壊して新しく2階建てで改築するものと、それと現在ありますこの3階部分については、内部改修・外壁の改修等を一緒に行うものでございます。

これに伴いまして、今、北側に玄関がありますが、大きく変わるのは、出来上がった段階では玄関が西側になるようになります。工事につきましては今日御承認をいただきますと、来年の1月、正月明け7日ぐらいから外囲いに入ります。その部分、まだ庁舎内では総務系、今の2階部分についてはそのまま残って執務を行う予定です。1階部分の特に町民には影響がある住民・税・環境等は、御不便をおかけするのですが、交流センターの3階の方へ動くようにしております。ですから、交流センターの方へ今後町民の方には出向いていていただかないといかんのですが、入っていただいてすぐにエレベーターがございますので、それを利用して、3階の方へ行っていたきたいと思います。それと、取壊しの分については、非常に仮囲いを行って役場のヤード自身が狭くなりますので、来客の方には御不便をかけるのですが、その部分も御容赦いただきたいと思えます。

あと、工事の工程的なものにつきましては、なるべく早く仕上げたいとは思っておりますが、約1年程度はかかると思えますので、その間……。

(坂口博文町長、何事か呼ぶ。)

うん、御不便をおかけすることがございますが、町民の方には御理解をいただきたいと思えます。

それと、現在入札した物件について、1か所、この時点で変更を考えております。と言うのは、現在北側に避難階段を実施するような形にしておりましたが、その部分につきましては西側の、西の南側の方へ非常階段を動かす、動かして設置することにしております。それに伴いまして、進入する身体障害者用の進入路、スロープについては若干変更をしております。

以上、大きな内容と、今後皆さんの、町民の方への協力をお願いしまして、内容の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大澤夫左二議長 これより、質疑を行います。質疑ありますか。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 2点、お伺ひいたします。

まず1点目です。今回のこの事業、国の補助事業でもなく、町単ということで行われるということでございます。以前から理事者の方々もちろんそのような思いもございましょうし、議会の方からも常に申しております。こういうふうな公共事業に関して、今回町内の共同企業体の方々が落札されたということで、町内の雇用の場が生まれていくのだろうと、庁舎が新たに町民の方々に使い便利がよく、執務がちゃんと執れるよう

な形で改修されることも非常に大事なことでございますし、そのようになっていただかなければいけません。またその前段として、雇用の場としてこの事業が執行されていくこと、それぞれ理事者の方も我々も望んでいるのでございます。

そのことについて、元請けは町内の業者の方でございしますが、そのあと、これがどのように町内に対して経済的に波及するののかということも、どのような御指導をされるのかということも含めて、まず第1点目にお伺いいたします。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 今、建築に関してでも工事に関してでも全てなのですけれども、町としてはなるべく町が発注する工事のお金というのは町内で回していただきたいというのはずっと持っておりますので、当然今回発注して請け負っていただいた共同企業体の方に関しても、町内でできることについては極力町内の方で下請けしていただいて、町内にお金がまわるような形の中で事業を執行してくださいという協議は、当然これから打ち合わせの中でしていきたいと考えております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野司君。

○古野司議員 はい、そのような形になっていただけたらと熱望しておきます。

それと、2点目でございます。これ、関連するという形になるのですが、今回このような落札ということになりましたが、この事業を監理する建築事務所、これ、本来これは元は耐震改修ということの大規模改修ということでスタートした事業でございましたが、議会の方からの強い要望で改築ということになっていく段階の中で、そのもとの耐震改修の委託を受けた業者がそのままスライドして図面を、新たに改築図面をお書きになったと。

その中で、町長の方から、その分に関しては新たな出費が伴うが了承いただきたいということをおっしゃって、議会ももちろん了承した上で今回のこの事業ということに相成ったわけでございますが、聞きますと、これからの監理に関してもその業者が続けて請負をされると。耐震改修の委託そして改築の委託、そこまでは時間がなかったという状況の中でいたし方がないことであろうかと思いますが、なぜ次の監理に関しても同じ業者に対して続けて委託をされるのか。時間的なものがなかったというふうな理由があったり、特殊な工事ということもあるでしょうが、特殊な工事であるからこそ新たな第三者が入って監理をすることによって、この図面においての全ての竣工が果たしてパーフェクトなものであるのかという再々チェックができるのであって、新たな業者が入ることが望ましかったのではないかと。ここにこういうふうな契約の仕方が果たしてちゃんとしたものであるかということをお伺いをいたします。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 議員のおっしゃられるようなことにつきましては当然考えられることではございますが、このケースにつきましては、まず古い庁舎の取壊しがあります。この部分が昭和37年程度に作ったもので、その後に昭和58年程度にこちら側を増築したということがありまして、内部の調査も当然今の実設計の業者さ

んにしていただきました。なお且つ、先ほども言いましたが、事業を、取壊しをしながら、取りあえず役場の機能としては総務部門についてはそのまま残ってこの建物の中、3階建ての建物の中で執務をしようかなと考えております。そういう形の中で、いろんな配線とか調査した結果をそのまま業者さんと打ち合わせをしながら、不都合がないような形の中で事業を執行したいということで、現場に精通しているという形の中で、今回特定の、特定と言ったらおかしい、実施設計をされた業者さんと契約をさせていただきました。

今後、先ほど言われたような内容につきましては、新しくものを作るとかいう形になると非常に不都合が少なくなったりするので、1つの検討課題として内部で十分御意見については検討して、今後のことにかわしていきたいとは思っています。

(古野司議員「以上でございます。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 他にございませんか。

○大澤夫左二議長 ほかにないようなので、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。議案第75号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立下さい。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、閉会中の継続調査について議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり、各常任委員会・議会運営委員会・議会改革調査特別委員会各委員長から閉会中の継続調査並びに審査の申出があります。

本件は、これを各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査並びに審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、閉会中の継続調査並びに審査に付することに決定いたしました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

町長の方から御挨拶がございます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 本、平成24年12月那賀町議会定例会、12月5日から本日までの16日間、そして14議案ほか承認また同意案件につきまして御意見・御提言をいただき、そして全て御承認を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。いただきました意見・御提言につきましては十分認識の上、執行をしまいたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、先般総選挙も終わり、今後国の本年度の大型補正予算ということも言われておりますし、また平成25年度の当初予算においても、予算編成の作業をやり直して年明け以降暫定予算ということで大幅にずれ込むことになろうかと思っておりますし、そうした

中で、私どもとしてはその状況に敏感に対応をしまいいり、本町の新年度予算を1月早々からまたヒアリングと編成作業にかかります。それらに反映をしまいいりたいと思っております。

それから、昨日の夕刊あるいはまた今朝の朝刊に、それぞれ徳島新聞また朝日・日経等にも報道されております、大塚製薬さんの美馬市での工場用地の確保ということにつきましては、このことにつきましては大塚製薬さんから私は直接お聞きはしておりませんが、美馬市の牧田市長さんから、那賀町の工業団地を購入される以前からチラチラとそういうお話をお伺いしておりました。ただ、民有地でございますので、2～3人の方がまだその承諾を得ていないということで、その前に那賀町の工業団地の契約が成立したということで、美馬市においてもそれについては進めていきたいという御意向はお聞きいたしておりました。大塚製薬さんからは直接はそのお話は聞いておりませんが、ただ、会長さんの方からもう徳島県を拠点にしたいということと、それから東日本大震災の影響でやはり分散をさせたいということで、那賀町のみならず県下にある程度用地確保を見込んでいるという想定の話は我々もしておったところでございます。

そういった中で、大塚製薬さんがわじき工業団地に工場を新設せず美馬市の方に移るのではないかと、そういう御想像をされておられる方もおいでようかと思いますが、今のところ私の聞いている範囲ではそういう話はお聞きいたしておりませんし、新年早々、1月20日前後になろうかと思いますが、製薬さんあるいはテクノさんの関係者の方々がまた本庁に来庁予定になっております。その時点で十分確認をさせていただきたいと思っておりますので、またよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

最後に、もう今年も本当に残りわずかになりました。新しい年を迎えるに当たりましては、この残りの時間、1年を反省し、また決意を新たに新年を迎えたく思っております。皆さん方におかれましてもよきお年を迎えられますよう御祈念申し上げ、閉会に当たっての御礼の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○大澤夫左二議長 私の方から、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る12月5日に開会以来本日までの16日間、議員各位におかれては熱心な審議、特にチェック機能としての審議を熱心にしていただきました。そういう中で閉会を迎えることになりました。これもひとえに各位の御精進のたまものであり、心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

今申しましたように、また議会として、行政に対して町民の代表者としてまだまだ議会の中で審議されたことについても、提案なりまた申入れ・アイデア、こういうことがまだまだ出される余地があると思っております。いよいよ年越しに近づきましたが、年末年始にはいろんな行事もありますし、また町民の方と接せられる機会も常より多いのじゃないかと思っております。そういう中で、1つでも町民の方の御意見また声等を拾い上げていただきまして、新年からまた新しく活発な議会活動ができることを心からお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

これをもって、平成24年12月那賀町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞でございました。

午前11時58分 閉会

(地方自治法第123条第2項の規定による署名)

議 長 大澤夫左二 (署名)

署 名 議 員 前 耕造 (署名)

署 名 議 員 清水 幸助 (署名)